

HRC48 会議記録

房野 桂 作成

2021年9月13(月)午前 第1回会議

議事項目 2: 国連人権高等弁務官年次報告書及び高等弁務官事務所と事務総長の報告書

第48回人権理事会開会ステートメント

Nazhat Shameem Khan 人権理事会議長

理事会の作業へのミャンマーの参画

Nazhat Shameem Khan、中国、ロシア連邦、オーストリア(欧州連合を代表)

会期作業計画の採択

国連人権高等弁務官による世界の人権最新情報

Michell Bachelet 国連人権高等弁務官

ミャンマーの独立調査メカニズムとの意見交換対話

提出文書: ミャンマーの独立調査メカニズム報告書(A/HRC/48/18)

報告書プレゼンテーション: Nicholas Koumjian ミャンマーの独立調査メカニズム議長

意見交換対話: フィンランド、パキスタン、リヒテンシュタイン、フランス、欧州連合、インドネシア、ルクセンブルグ、エジプト、オーストラリア、バングラデシュ、オーストリア、オランダ、米国、トルコ、アイルランド、マレーシア、ナミビア、モーリタニア、マラウイ、英国、全世界キリスト教徒連帯、アジア人権開発フォーラム、国際弁護士協会、アジア・リーガル・リソース・センター、国際法律家員会、CIVICUS

まとめ: M. Nicholas Koumjian

ドイツ外務大臣ステートメント

Heiko Maass ドイツ外務大臣

9月13日(月)午後、第2回会議

議事項目 2(継続)

エチオピアの Tigray 地域の人権状況に関する高等弁務官の口頭による最新情報についての意見交換対話

開会ステートメント:

1. Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

2. Daniel Bekele エチオピア人権委員会主任コミッショナー

3. Remy Ngoy Lumbu 人権と諸国民の権利に関するアフリカ委員会副議長・エチオピア Tigray 州の人権状況調査委員会議長

4. Gedion Timothewos Hessebon エチオピア検事総長

意見交換対話: 欧州連合、スウェーデン、米国(諸国グループを代表)、カメルーン(諸国グループを代表)、エチオピア(諸国グループを代表)、リヒテンシュタイン、ドイツ、フランス、ギリシャ、ルクセンブルグ、スペイン、ヴェネズエラ、オーストリア、オランダ、米国。ロシア連邦、ニュージーランド、アイルランド、ベルギー、中国、イタリア、スリランカ、国連ウィメン、フィリピン、英国、スーダン、イラン、キューバ、エリトリア、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、脅威にさらされる諸国民協会、人権センター、全世界キリスト教徒連帯、世界非殺害センター、Coordination des Associations et des Particuliers pour la Liberte de Conscience、アムネスティ・インターナショナル、人権監視機構、国際弁護士協会。CIVICUS

まとめ: Daniel Bekele, Remy Ngo Lumbu, Gidion Timothewos Hessebon

答弁権行使: 中国

9月14日(火)午前 第3回会議

議事項目2(継続)

イエーメンに関する著名な国際・地域専門家グループ議長による報告書のプレゼンテーション

Kamel Jendoubi

当該国ステートメント: イエーメン

意見交換対話: エジプト、欧州連合、アイルランド、バーレーン、アイスランド、リヒテンシュタイン、アラブ首長国連邦、スイス、フランス、エジプト、ヴェネズエラ、イラク、米国、サウジアラビア、中国、リビア、モーリタニア、バーレーン、英国、スーダン、モロッコ、クウェート、ヨルダン、ウガンダ、チュニジア、カメーン、イラン、Khiam 拷問被害者リハビリ・センター、バハイ国際共同体、イラク開発団体、Institut International pour les Droits et le Developpement、婦人国際平和自由連盟、子ども擁護インターナショナル、カイロ人権学研究所、Zero Pauvre Afrique、Organisation Internationale pour les pays les moins avances、透明性パートナーズ、次世紀財団、国際法律家委員会、人権と移動のための Ma'onah 協会、国際人権会議

まとめ: Ardi Imseis イエーメンに関する著名な国際・地域専門家グループ委員、Melissa Parke イエーメンに関する著名な国際・地域瀕臨門下グループ委員

高等弁務官の口頭による最新情報に関する一般討論

当該国ステートメント: アフガニスタン、ニカラグア、スリランカ、ヴェネズエラ

意見交換対話: デンマーク、イタリア、スロヴェニア、ガンビア、パキスタン、エクアドル、慧海国、アゼルバイジャン、カメルーン、中国、東ティモール、オーストリア、エジプト、ドイツ、フランス、インドネシア、アルメニア、メキシコ、日本、セネガル、韓国

9月14日(火)午後 第4回会議

議事項目2(継続)

高等弁務官の口頭による最新情報に冠水る一般討論(継続)

オーストリア、アルゼンチン、オランダ、バーレーン、キューバ、ウルグアイ、ロシア連邦、インド、ネパール、ブラジル、ナミビア、中国、チェコ共和国、ボリヴィア、パキスタン、モーリタニア、スーダン、ウクライナ、フィリピン、英国、エリトリア、ブルキナファソ、バングラデシュ、コート・ド'イボワール、カメーン、トーゴ、チュニジア、ノルウェー、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、カタール、スロヴェニア、コスタリカ、アラブ首長国連邦、コロンビア、エジプト、スイス、ギリシャ、マルタ騎士団、エクアドル、イスラエル、オーストラリア、フィンランド、スーダン、イラク、タイ、南アフリカ、アルバニア、ケニア、朝鮮民主主義人民共和国、米国、ベラルーシ、ジンバブエ、モロッコ、ラオ人民民主主義共和国、トルコ、ニュージーランド、アイルランド、マレーシア、ベルギー、シンガポール、サルヴァドル、クロアチア、ポルトガル、イラン、シリア、エストニア、ヴァヌアトゥ、北マケドニア、ハンガリー、ドミニカ共和国、ジョージア、アイスランド、アフガニスタン、セルビア、ヨルダン、スロヴァキア、スリランカ、アルジェリア、チリ、ニジェール、レバノン、アゼルバイジャン、マリ、モルドヴァ共和国、スウェーデン、ナイジェリア、ボツワナ、カザフスタン、カンボディア、パナマ、東ティモール、モルディヴ、チャド、タンザニア、南スーダン、モーリシャス、ヴェトナム、アフガニスタン独立人権委員会、オーストラリア人権委員会(アジア太平洋フォーラムを代表)、インド国内人権委員会。

9月15日(水)午前 第5回会議

議事項目2(継続)

アフガニスタン、ニカラグア、スリランカ、ヴェネズエラのみならず高等弁務官の口頭での世界最新情報に関する一般討論(継続)

中国国連協会、国際害悪削減協会、人権監視機構、Earthjustice、国際国連青年学生運動、中国国際交流 NGO ネットワーク、Organisation internationale pour les pays es moins avances、暴力被害者擁護団体、北京工芸会議、国際人種差別禁止運動、国際環境法センター、フランシスカン・インターナショナル、アメリカ法律家協会、婦人国際平和自由連盟、Comite International pour le Respect et l'Application de la Charte Africaine Des Droits de l'Hommes et des Peuples、平和ブリゲード・インターナショナル、VIVAT インターナショナル、Synergie Feminine Pour La pAix Et Le Developpement Durable、カリタス・インターナショナル、国際法律家委員会、Reseau

International des Droits Humains、権利生計賞財団、Institut International pour les Droits et le Developpement、アムネスティ・インターナショナル、国際人権サーヴィス、アジア人権開発フォーラム、世界ムスリム会議、透明性パートナー、Association d'Entraide Medicale Guinee、Zero Paure Adrique、CIVICUA、iuventum e.V.、Recontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、世界拷問禁止団体、国際人権同盟連盟、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、世界福音同盟、Solidarite Suisse-Guinee、民族・宗教・言語等マイノリティの権利保護国際連盟、カイロ人権学研究所、創価学会インターナショナル、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、シーク人権グループ、弁護士の権利監視機構カナダ、協議のための友好世界委員会、FIAN インターナショナル e.V.、平和・開発・人権のための Maat 協会、国連監視機構、Fundacion Latinoamericana por los Derectos Humanos y e Derechos Humanos y el Desarrollo Social、次世紀財団、司法・国際法センター、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、世界平和会議、法律司法欧州センター

答弁権行使: イラク、ジンバブエ、トルクメニスタン、モロッコ、ヴェネズエラ、インド、米国、朝鮮民主人民共和国、トルコ、カンボディア、中国、キューバ、アルメニア、アルジェリア、コロンビア、パキスタン、シリア、アゼルバイジャン

議事項目 3: 開発への権利を含めたすべての人権、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護

安全な飲用水と下水道への権利に関する特別報告者との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Pedro Arrojo-Agudo 安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者

意見交換対話: エジプト(アラブ諸国を代表)、欧州連合、イスラム協力機構、エジプト諸国グループを代表)、ドイツ、ジブティ、パレスチナ国、フランス、マルタ騎士団、スイス

9月15日(水)午後 第6回会議

議事項目 3(継続)

安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

意見交換対話: インドネシア、アルメニア、メキシコ、国連子ども基金、スロヴェニア、エジプト、スペイン、セネガル、イスラエル、コスタリカ、バングラデシュ、イラク、トーゴ、南アフリカ、ヴェネズエラ、アンゴラ、ホーリーシー、ケニア、ロシア連邦、モロッコ、インド、サウディアラビア、ペルー、マレーシア、ネパール、ナミビア、中国、エルサルヴァドル、ポルトガル、ボリヴィア、リビア、モーリタニア、イラン、パキスタン、シリア、スーダン、ガボン、ヴァヌアトゥ、ハンガリー、ジョージア、アフガニスタン、アルジェリア、ベナン、マリ、ヴェトナム、ボツワナ、パナマ、ブルキナファソ、コーティヴォワール、マラウイ、テュニジア、カメルーン、ブルガリア、国連難民高等弁務官事務所、東ティモール、レソト、モルディヴ、マーシャル諸島、タン

ザニア、カンボディア、アゼルバイジャン、ハイティ、インド国内人権委員会、国際レズビアン・ゲイ協会、Edmund Rice 国際 Ltd.、平和ブリゲード・インターナショナル、母親が大事、シーク人権グループ、中国貧困緩和財団、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、フランシスカン・インターナショナル、水・環境・保健世界機関、Promotion du Developpement Economique et Social

まとめ: Pedro Arrojo-Agudo 安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者

答弁権行使: 日本、ウクライナ、中国、アルメニア、アゼルバイジャン

一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者との意見交換対話

プレゼンテーション: Alena Douhan 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者

当該国ステートメント: ヴェネズエラ、カタール、カタール人権委

9月16日(木)午前 第7回会議

一方的強制措置に関する2年に一度のパネル

基調ステートメント:

1. Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官
2. Alena Douhan 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者

パネリストのステートメント:

1. Tom Ruys Ghent 大学国際法教授
2. Pouria Askari Allameh Tabataba'i 大学国際法准教授・イラン国連研究協会ス事務総長
3. Joy Gordon シカゴ Loyola 大学哲学部・法学部社会倫理 gnacio Ellacuris 議長
4. Zhang Wanhong 武漢大学法学部法律学教授

討論: アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、欧州連合、ヴェネズエラ、イラン、キューバ、ベラルーシ、シリア、マレーシア、カタール、中国、インドネシア、ジンバブエ、ボリヴィア、南アフリカ、ニジェール、中国グローバル化センターLtd.、世界福音同盟、暴力被害者擁護団体、シーク人権グループ、北京工芸会議、社会的被害者保護慈善機関

まとめ: Tom Ruys, Pouria Askari, Joy Gordon, Zhang Wanhong, Alena Douhan

議事項目3(継続)

一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者との意見交換対話(継続)

討論: シリア、アラブ首長国連邦、パレスチナ国、アルメニア、インドネシア、エジプト、イラク、南アフリカ、ヴェネズエラ、キューバ、ジンバブエ、ロシア連邦、ベラルーシ、スリランカ、サウジアラビア、マレーシア、ナミビア、中国、フィジー、リビア、イラン、パキスタン、スーダン、ボツワナ、マラウイ、バーレーン、カンボディア、アルジェリア、暴力被害者擁護団体、社

会的被害者保護慈善機関、中国国際交流 NGO ネットワーク、国際民主弁護士協会、Fundacion Latinoamericana por los Derechos Humanos y el Desarrolla Social、世界平和会議、国連監視機構、米州マイノリティ国際人権協会

エスワティニ副首相ステートメント: Themba Nhlanganiso Masuku

9月16日(木)午後 第8回会議

議事項目3(継続)

一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクトに関する特別報告者との意見交換対話(継続)

意見交換対話: 透明性パートナー, Association pour l'integration et le Developpement Durale au Brundi

まとめ: Alena Douha

真実・正義・補償・再発防止の保証に関する特別報告者との意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Fabian Salvioli 真実・正義・補償・再発防止の保証に関する特別報告者

意見交換対話: アルゼンチン(諸国グループを代表)、欧州連合、ルクセンブルグ(諸国グループを代表)、エストニア(諸国グループを代表)、スイス(諸国グループを代表)、リヒテンシュタイン、スイス、フランス、トーゴ、アルメニア、エクアドル、エジプト、コロンビア、イラク、韓国、ヴェネズエラ、ウルグァイ、パラグァイ、米国、ロシア連邦、インド、スリランカ、アイルランド、ペルー、マレーシア、ネパール、ブラジル、ベルギー、中国、クロアチア、ボリヴィア、リビア、イラン、パキスタン、スーダン、ウクライナ、キューバ、フィリピン、チリ、アゼルバイジャン、マリ、ボツワナ、カメーン、モルディヴ、ウガンダ、ガンビア、南スーダン、チャド、インドネシア、チュニジア、北アイルランド人権委員会、アムネスティ・インターナショナル、人権アドヴォケイツ、Fundacion Abba Colombia、任意によらない失踪被害者の家族>、Centro de Estudios Legales y Sociales、Mexicana de Defensa y Promocion de los Diechos Humanos、国際法律家委員会、女性・家族計画連盟、国際差別人種主義反対運動、平和ブリゲード・インターナショナル

まとめ: Fabian Salvioli

開発への権利に関する専門家メカニズムとの意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Klentiana Mahmutaj 開発の権利に関する専門家メカニズム議長

意見交換対話: 欧州連合、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、中国(諸国グループを代表)、ジブティ、パレスチナ国、インドネシア、エジプト、イラク、ヴェネズエラ、アンゴラ、ケニア、キューバ、ロシア連邦、インド、スリランカ、マレーシア、中国、国連開発計画、モーリタニア、イラン

答弁権行使: 日本、スリランカ、チュニジア、アゼルバイジャン、韓国、アルメニア

9月17日(金)午前 第9回会議

議事項目3(継続)

開発への権利に関する専門家メカニズムとの意見交換対話(継続)

意見交換対話: シリア、スーダン、南アフリカ、ナイジェリア、チュニジア、マラウイ、ラオ人民民主主義共和国、タンザニア、スリナム、カンボディア、アゼルバイジャン、インド国内人権委員会、あなたが変わる中国社会起業家財団、Tavana 障害者協会、Centre du Commerce International pour le Developpement, 中国チベット文化保存開発協会、Assozione Comunita Papua Geovnci XXIII、Rahbad Peimyesh 調査教育サービス組合、Jameh Ehyagaran Teb Sonnati Va Salamat Iranian, アジア太平洋女性リソース調査センター、シーク人権グループ、北京国際交流 NGO 協会

まとめ: Klentiana Mahmutaj

現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: 小保方智也原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者: 私は、大変に差し迫った問題、つまり強制移動と現代の形態の奴隷制度との間の関連性に私の新しいテーマ別報告書を捧げてきた。2020年末に、世界的に強制移動させられた8,240万人の人々があり、2021年にはこの数がアフガニスタン及びその他で起こった大量の強制移動の状況でさらに増えた。難民、亡命申請者、国内避難民の40%以上が、18歳未満の子どもであり、強制移動させられた人の3人に1人が無国籍であると推定された。強制移動させられた人々が受ける様々な人権侵害は、よく知られているが、しばしば見過ごされ、あまり理解されていないのが、彼らが現代の形態の奴隷制度の影響を受けている程度である。当初から、いくつかの要因が、現代の形態のと奴隷制度と関連する慣行に対して強制移動させられた人々を脆弱にしていることを理解することが重要である。この中には、貧困、様々な根拠に基づく差別、人の移動の地位、雇用の非正規性、キャンプの場、犯罪集団、人身取引者及び人の密輸業者への暴露がある。これら要因は、しばしば、武力紛争、災害、COVID-19のような保健危機の影響のような緊急状況によってしばしば悪化する。さらに、強制移動させられた女性と女兒は、有害な慣行の厳しい影響を受け、性奴隷となるかも知れない性暴力のさらなる危険に直面するので、強制・子ども結婚と家事苦役のような現代の形態の奴隷制度のジェンダー化した性質をさらに強調する。

2021年は、「子ども労働撤廃国際年」を記す。その状況で、私は、最悪の形態の子ども労働とその他の強制移動させられた子どもに悪影響を及ぼす慣行に対処してきた。無国籍の子どもを含め、強制移動させられた子どもたちは、しばしば教育へのアクセスがないかまたはアクセスが限られているので、搾取と虐待に対して脆弱である。私は、生存のために子どもを働かせざるを得ない家庭もあるので、受け入れ社会または国によって課される様々な障害のために強制移動させられた親が働くことが出来ない時に、危険が一層大きいことを特定した。述べた直接的懸念にもかかわらず、私は、報告書の中で、特に強制移動させられた人の雇用へのアクセスに関して、いくつか好事

例を明らかにすることが出来、このために彼らが現代の形態の奴隷制度の犠牲になることを防ぐことが出来た。私は、米州と欧州で、医療資格を持つ人々が、COVID-19の流行に対する闘いの最前線にいたという情報を受けた。良好な例があることを説明するが、特に緊急事態の場で、国家はさらに多くのことをする必要があり、つまり、強制移動させられた人々は生計を確保し、搾取に対する脆弱性のみならず、人道支援への依存を減らすことが出来るように、移動の自由とディーセントな仕事へのアクセスがなければならない。受け入れ社会への強制移動させられた人々の包摂と統合も、ほとんどが10年以上続く今日の強制移動の長引く性質を仮定すれば一時的な解決策が最も不適切であるので、長続きする解決策を確立するためのカギである。

意見交換対話: 発言者たちは、特別報告者の報告書は、国内的であれ、国際的であれ、現代の形態の奴隷制度に対する脆弱性がどのように強制移動によってさらに悪化させられるかを明確に示していると述べた。彼らは特に万人、特に脆弱な状況にある個人の人権が保護されることが最も重要であるので、強制移動させられた子どもに悪影響を及ぼす現代の形態の奴隷制度に彼が特に重点を置いたことを歓迎した。奴隷制度のジェンダーの側面は否定できず、特に懸念される。つまり、奴隷制度被害者の70%が女兒と女性である。搾取と現代の形態の奴隷制度のように、さらされる極度の脆弱な状況のように、彼らがさらされる極度の脆弱な状況のためにさらに発言者たちは、特別報告者の国内避難民と難民についての懸念を分かち合った。ネオリベラルの資本主義と搾取的な経済制度が、人間の搾取の恥ずべきパターンを生み出すことにより、社会の階層化を悪化させた。貧困、差別、武力紛争、並びに違法な一方的強制措置を課すことは、人間の移動性の状況を生み出し人々を搾取と現代の形態の奴隷制度にさらすこともある要因である。

ある発言者は、強制移動と現代の形態の奴隷制度の関係についての考えを概説したことに対して特別報告者に感謝し、この現象は共に検討されなければならないという考えを分かち合った。正当性はあるが、報告書の大部分がアフリカ系の人々の状況、傭兵の問題、宗教と信念と並んで、移動、貧困、子どもを含めた人身取引、特に女性と女兒の性的搾取ほどには奴隷制度についてはなかった。そのような包括的取り組みを疑問視しないで、発言者の中には、あるものがあまりにも差し出がましいので、すべての勧告には同意しないと述べた者もあった。強制移動させられた人々を重荷としてではなく権利保持者として無条件で受け入れるようにとの呼びかけに関しては、発言者たちは、強制移動させられた人々の権利は、たとえ真に脆弱であっても受け入れ国の法律と規則を尊重する責務を免れないと確信していると述べた。

中間コメント: 小保方智也: 現代の形態の奴隷制度の被害者に特別な支援を提供するために、国家は、分類データを収集し、ジェンダーに配慮した取組を適用しなければならない。現代の形態の奴隷制度を免れている国はなく、それぞれの国はこの現象と闘うための適切な措置を取られなければならない。私は、現代の形態の奴隷制度と闘うために、国々によって示されたイニシアティブを歓迎し、分かち合うことが出来るように代表団が好事例を送ってくれるよう勧める。さらに私は、宗教団体が大変に重要な現地作業を行っているので、奴隷制度との闘いで、宗教団体の基本的役割を強調する。現代の奴隷制度と闘うために民間セクターとの協力の重要性も想起する。私は、ある

国々が遭遇している困難にも気付いていることを強調し、国家と国際団体との間のこの分野での国際協力の必要性を強調する。私は、この問題と取り組み、この分野で活動しているその他の人権メカニズムとの協力を開発するよう人権高等弁務官事務所に勧めることにより、締めくくる。

意見交換対話: 発言者たちは、強制移動させられた人々を重荷ととしてではなく経済に積極的に貢献かする可能性のある権利保持者と見るようにとの特別報告者の呼びかけに拍手を送り、拡大した。労働と社会保護へのアクセスを高めることにより、国々及びその他の行為者は、現代の形態の奴隷制度根絶に向けて重要な前進を遂げることが出来よう。紛争地域では、性奴隷、子どもの徴兵、強制労働及び女性と女児の強制結婚のための誘拐が、普通に報告された。発言者たちは、現代の奴隷制度のジェンダー化した性質に対処することの重要性とジェンダー不平等と現代の奴隷制度と強制移動の間の関連性に対処することの重要性を強調した。強制移動の中で暮らしている女性と女児は、誘拐、脅し、強制結婚、性的搾取、強制労働のかなりの危険にさらされている。強制移動が、通学、訓練、雇用、生計を含め、移動を強制された女性と女児の生活を破壊している。強制移動子どもたちも、売買と人身取引、性的搾取、強制労働、武力集団とテロ集団を含めた犯罪集団への強制的募集の高い危険にさらされている。ひとりで移動する子どもたち及び無国籍の子どもたち並びに出生登録へのアクセスのない強制移動させられる子どもたちは特に危険にさらされている。

発言者の中には奴隷制度に対する脆弱性が、政治的不安定、武力紛争、災害及び公衆衛生緊急事態を含め、保護法と規範が脅かされている危機の状況でさらに悪化すると述べた者もあった。気候変動は、今日世界が直面している最大の緊急事態の一つである。これは、これに対して最も責任のない人々に最もひどい打撃を与える人権災害である。発言者たちは、気候が引き起こす移動と奴隷制度、気候強靱性計画と国内開発計画、国と地域レベルでの強力な責任規定を有する人権義務法と環境的相当の注意義務法のみならず、最も亜影響を受けている人々のニーズを優先し、その声に耳を傾ける統合された社会的・経済的・環境的対応の間の関連性を認め、優先することを要請した。国の労働規制、社会保護計画、国際的な国境管理、脆弱な人権制度が、生存し尊厳ある生活を再建するために国々を横切って移動するすべての人々の人間の尊厳の侵害の中心にある。この惑星上のすべての人が、搾取と迫害を受けないことを保障するために立法者に対処し、国内政策を施行する必要がある。

発言者: 欧州連合、中国、リヒテンシュタイン、マルタ騎士団、フランス、国連子ども基金、インドネシア、エクアドル、オーストラリア、イスラエル、**日本**、エジプト、イラク、南アフリカ、タイ、ヴェネズエラ、キューバ、米国、ロシア連邦、ベラルーシ、マレーシア、ブラジル、ナミビア、中国、ビア、モーリタニア、パキスタン、ウクライナ、国連ウイメン、アルジェリア、フィリピン、英国、レバノン、マリ、マラウイ、パナマ、国連難民高等弁務官事務所、イラン、反奴隷制度インターナショナル、英連邦人権イニシャティヴ、Associazione Comunita Papa giovanni XXIII、Association pour l'integration et le Developpement Durable au Burundi、国際弁護士団体、テロ被害者擁護協会、国際人種差別撤廃団体、水・環境・保健世界機関、ペ君国際交流 NGO 協会、中国人権学協会

まとめ: 小保方智也: 条約は、現代の形態の奴隷制度に対処することを責務としているので、私のマンデートに関連している条約を国家が批准していない場合が難しい。奴隷制度が強制移動の原因であることに関して、さらなる調査が行われることを要請し、人々に私に到達するよう勧めているので、ドアは開かれていることを付け加える。緊急事態の状況に関しては、反人身取引を人道戦略に統合することの重要性を述べ、ディーセント・ワークへのアクセスがどれほどカギとなるか、特に正規の雇用を通して、国内避難民と難民がどれほど国の経済に良好な貢献ができるかを強調する。

理事会の作業において紛争と紛争後の状況の女性と女児の主流化の現在の状態に関する人権高等弁務官との意見交換対話

人権高等弁務官のプレゼンテーション: Michelle Bachdelet 国連人権高等弁務官: 社会の平和と安全保障は、女性と女児の人権に解き難く結びついている。このつながりは、画期的な安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)に明確に反映されている。紛争と災害中に、女性と女児---すでに広範な差別の重荷を負っている---は、しばしば、高い脆弱性とより深刻な差別に直面し、不安定と強制移動も性暴力とジェンダーに基づく暴力並びに人身取引、子ども結婚、早期・強制結婚または性と生殖に関する健康サービスへのアクセスの否定を煽っている。ここ 5 年間で、人権理事会は、その決議、普遍的定期的レビューの勧告、特別手続きの報告書及び調査機関の作業を通して、紛争と紛争後の状況にある女性と女児の人権の強化された推進と保護に貢献してきた。しかし、女性と女児の経験と人権への重点は、まだ理事会の紛争と紛争後の状況の分析を通して首尾一貫しておらず、強化されるべきである。

関連する国の決議の約 20%に、紛争と紛争後の状況の女性と女児の人権の推進と保護への言及が含まれていた。かなりの進歩にもかかわらず、紛争状況での女性と女児の権利は、未だに理事会とメカニズムの決議のあるものの中で首尾一貫した適切な注意が払われていない。さらに、この状況で、女性と女児に影響を及ぼす基本的問題がしばしば見過ごされている。既存の不均衡は、全体的な話が主として女性の紛争の経験を被害化に帰してしまうという結果となっている。

生み出された分析と勧告は、ジェンダーに基づく差別が女性と女児の紛争の経験をどのように形成しているかを首尾一貫して考慮には入れていなかった。紛争の共通の特徴をいくつか述べるだけでも、強制移動させられ、食料へのアクセスを減らされ、教育とサービスへのアクセスの崩壊は、女性と女児に異なった明確なインパクトを与えた。これらを考慮に入れないことは、排除と苦しみを見過ごす結果となり、紛争後の生死を決定する事柄に注意を払い、または繁栄し、回復する能力を条件づけることが出来ない結果となる。女性の紛争の経験を完全に理解することは、包摂的な対応と繁栄し、和平プロセス、平和構築、復興努力に意味ある参画をするために多様な女性と女児のための機能的環境を推進するために極めて重要である。

意見交換対話: 発言者たちは高等弁務官の報告書を歓迎し、紛争と紛争後の状況での女性と女児の人権の推進と保護が、いたるところでの有害な慣行を含め、妊産婦死亡ゼロ、家族計画の満たされないニーズ・ゼロ、ジェンダーに基づく暴力ゼロを達成するための変革的目標の核心にあると述

べた。紛争または紛争後の場にかかわりなく、ジェンダー不平等は継続してジェンダーに基づく暴力を支え続けた。

発言者の中には、女性と青年の平和と安全保障のアジェンダとの間の重なり合いが、若い女性と女兒が、紛争と紛争後の状況に対処する際の積極的な平和構築者、参加者となることが出来る必要性を指摘していることを強調した者もあった。これは、差別やハラスメントや報復を受けずに市民的・政治的権利の行使のための包摂的で機能的な環境を推進しつつ、意味のある情報を得た参画のための能力を発達させることにより達成できよう。

発言者の中には、紛争と紛争後の状況での女性と女兒の人権の主流化に関する適切で健全な報告書を歓迎し、この点で遂げられた進歩を推奨した者もあった。しかし、彼らは、人権理事会の注意に値する残る格差が未だにあると述べた。特に、紛争と紛争後に、女性と女兒は、男性よりも人権侵害と虐待と性暴力とジェンダーに基づく暴力を含め、紛争関連の暴力の一層の危険にさらされている。こういった種類の暴力は、未だに戦争犯罪としてまたは人間性に反する犯罪として訴追されることは滅多にない。ある発言者は、女性と女兒の権利は、協力と対話を通して、無条件で、国内法と主権を完全に尊重して、すべての国々で推進され、保護されなければならないと述べた。理事会は、他の機関への安全保障理事会の干渉の有害な慣行を合法化し、人権アジェンダを安全保障化する必要なくこれら問題に対処できるべきである。

発言者: 欧州連合、エジプト、アルゼンチン、デンマーク、パレスチナ国、ギリシャ、マルタ騎士団、フランス、イスラエル、アルメニア、インドネシア、エクアドル、スロヴェニア、国連子ども基金、スペイン、オーストラリア、コロンビア、イラク、韓国

9月17日(金)午後 第10回会議

議事項目3(継続)

理事会の作業の中で、紛争と紛争後の状況での女性と女兒の主流化の現状に関する人権高等弁務官との意見交換対話(継続)

意見交換対話: 発言者たちは、女性の権利とジェンダー平等は、基本的人権であると述べた。紛争と紛争後の状況を含め、いつでも女性と女兒の人権の推進と保護は、国連安全保障理事会決議1325号(2000年)の実施にとっての基本であり、発言者たちは、この領域での理事会の作業に依然としてコミットしていると述べた。決議1325号の理論的根拠は、草の根の女性から押し出され、戦争を女性にとって安全なものにするのみならず、戦争をなくすことである。彼らは、資本主義、家父長制、軍国主義に根を下ろした現在の経済制度を急激に変えることを提唱した。発言者の中には、これまでになされた立派な作業の有望な分析が含まれている大変に包括的で簡潔な報告書に対して高等弁務官に感謝した者もあった。紛争と紛争後の状況は、以前から存在している女性と女兒のジェンダーに基づく差別と不平等をさらに悪化させ、彼女たちを様々な形態のジェンダーに基づく暴力の高い危険にさらした。このシナリオにつながる要因は、撤廃されなければならない、一方、司法と救済策、並びに心理的・社会経済的再統合サービスと並んで保健サービスへのアクセス

が、性暴力とジェンダーに基づく暴力の被害者が利用できるようにされなければならないと彼らはさらに述べた。

発言者たちは、高等弁務官の報告書は、ジェンダーに基づく差別と不平等の構造的原因に対処することの重要性を強調していると述べた。これは女性と女児の権利の尊重を保障する異なったメカニズムとプロセスの間のさらなる相乗作用をいかに達成するかという問題を提起している。発言者の中には、世界が全世界でのエスカレートする紛争と強制移動を目の当たりにしている時に、紛争の悪影響を受けている女性と女児の役割を再確認する際の高等弁務官の努力を賞賛する者もあった。彼らは脆弱性の話から権利保持者の話への移行を示して、女性と女児の参画に関する進歩を見て喜んだ。しかし、彼らは、異なった年齢と多様な背景の女性の経験が理事会に反映されていることを保障する際に、改善が限られていることに懸念と共に留意した。これは紛争と人道危機の悪影響を受けている様々な女児の経験があまり認められておらず、対処もされていないことを意味する。最も高い子ども結婚率を持つ10か国のうち9か国が、紛争の悪影響を受け通り、一方、世界的に6人中1人の子どもが、昨年武装集団が子どもに対して性暴力を加えた紛争の近くで暮らしていた。発言者たちは、紛争の場での女児の権利を成就する際の格差に緊急に対処するよう人権理事会と国連加盟国に要請した。

発言者: モンテネグロ、アルバニア、タイ、ヴェネズエラ、アンゴラ、オランダ、ケニア、米国、ロシア連邦、モロッコ、アイルランド、ネパール、ナミビア、中国、キプロス、クロアチア、ボリヴィア、リビア、マルタ、パキスタン、シリア、スーダン、国連人口基金、ウクライナ、ポーランド、イタリア、ジョージア、アフガニスタン、国連ウイメン、フィリピン、イエメン、ニジェール、英国、アゼルバイジャン、マリ、ヴェトナム、ボツワナ、カザフスタン、パナマ、チュニジア、マラウイ、サウディアラビア、チリ、ニュージーランド、キューバ、イラン、フランス、生殖に関する権利センターInc.、国際レズビアン・ゲイ協会、婦人国際平和自由連盟、女性法的援助カウンセリング・センター、プラン・インターナショナルInc.、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、国際家族計画連盟、ルーテル世界連盟、Prahar、団体調査教育センター

まとめ: Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官: 去年は、女性・平和・安全保障の決議1325号(2000年)の20周年であった。事務総長の2020年の報告書で強調されたように、ある程度の課題は残っているが、ある程度の進歩が達成された。和平プロセスでは、女性は折衝者の13%、仲裁者の6%、和平協定署名者の6%を占めていた。女性人権擁護者、ジャーナリスト、労働組合員の被害が継続した。女性と女児の権利を成就するために注意を強化するようステイクホルダーに要請する時に、もっと多くのことをし、もっとうまくやらなければならないことを強調する。この目的に向けて、女性と女児の権利侵害を適切に文書化し、ジェンダーに配慮した結果を具体化し、女性と女児の声を統合することが極めて重要である。

開発への権利に関する特別報告者との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Saad Alfarargi 開発への権利に関する特別報告者

意見交換対話: エジプト(アラブ諸国を代表)、欧州連合、バーレーン(湾岸協力会議を代表)、カメルーン、バハマ(諸国グループを代表)、シエラレオネ、インドネシア、エクアドル、アルメニア、トーゴ、セネガル、バングラデシュ、エジプト、イラク、ヴェネズエラ、アンゴラ、バーレーン、キューバ、ヴェトナム、ロシア連邦、モロッコ、インド、サウジアラビア、マレーシア、ネパール、ナミビア、中国、モーリタニア、イラン、オマーン

答弁権行使: 日本、中国、韓国

9月20日(月)午前 第11回会議

議事項目3(継続)

開発への権利に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

意見交換対話: アルジェリア、チャド、アゼルバイジャン、パナマ、ブルキナファソ、コートジボワール、ラオ人民民主主義共和国、マラウイ、マーシャル諸島、ウガンダ、リビア、フィリピン、南スーダン、ハイティ、モルディヴ、パキスタン、南センター、Assdassociazione Gomunita Papa Giovanni XXIII、シーク人権グループ、中国職業教育国内協会、人口開発アクション・カナダ、欧州センター---第三世界、ヘルシンキ人権財団、脅威にさらされる諸国民協会、アジア太平洋女性リソース調査センター、春眩子ども財団、中国国際理解協会、パレスチナ帰還センターLtd.、国際弁護士団体、中国人権学協会、国際ロシア同国人会議

まとめ: Saad Alfarargi

恣意的拘束に関する作業部会との意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Elina Steinerte 恣意的拘束に関する作業部会議長・報告者

意見交換対話: 欧州連合、ラトヴィア、パレスチナ国、オーストラリア、アルメニア、エジプト、インドネシア、フランス、韓国、ヴェネズエラ、キューバ、ベラルーシ。米国、ロシア連邦、モロッコ、インド、アイルランド、ナミビア、ベルギー、中国、モーリタニア、パキスタン、ウクライナ、ポーランド、アフガニスタン、アルジェリア、フィリピン、イエーメン、英国、ナイジェリア、ボツワナ、チャド、国連ウイメン、イラン、テュニジア、カンボディア、エチオピア、インド国内人権委員会、オーストラリア法律会議、ヘルシンキ人権財団、Il Cenacolo、国際人権サーヴィス、アメリカ法律家協会、英連邦人権イニシャティヴ、LGBT 権利スウェーデン連盟、権利生計賞財団、人に仕える l-Haq 法、ACAT 国際連盟

まとめ: Elina Steinerte

高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家との意見交換対話

プレゼンテーション: Claudia Mahler 高齢者のすべての人権の享受に関する独立専門家

意見交換対話: エジプト、欧州連合、アルゼンチン、イスラエル、カタール、ジブティ、ドイツ、マルタ騎士団、アラブ首長国連邦、トーゴ、スロヴェニア、アルメニア、セネガル、バングラデシュ、イラク

9月20日(月)午後 第12回会議

議事項目3(継続)

高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家との意見交換対話(継続)

意見交換対話: インドネシア、オーストリア、モンテネグロ、タイ、ヴェネズエラ、アンゴラ、ケニア、マルタ、米国、ロシア連邦、モロッコ、インド、サウジアラビア、マレーシア、ネパール、ナミビア、中国、エルサルヴァドル、パキスタン、スーダン、国連人口基金、ガボン、ポーランド、キューバ、イタリア、ジョージア、国連ウイメン、ベナン、英国、アゼルバイジャン、ヴェトナム、ウガンダ、パナマ、ブルガリア、東ティモール、レソト、モルディヴ、マラウイ、マーシャル諸島、世界保健機関、イラン、イスラム協力機構、チュニジア、カンボディア、マルタ騎士団、フィリピン人権委員会、インド人権委員会、解放、高齢者虐待防止国際ネットワーク、Abusse Jameha Ehyagaran Teb Sonnaf Ba Shalamat Iranian、刑法改革インターナショナル、国際レズビアン・ゲイ協会、Comision Mexicana de Defense y Promocion de los Derechos Humanos, Federatie van Nederlandse Verenigigen tot Integratie Van Homoseksualiteit、スウェーデン LGBT 権利連盟、アジア太平洋女性リソース調査センター、人権センター

まとめ: Claudia Mahler

民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Livingstone Sewanyana 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家

意見交換対話: エジプト(アラブ諸国を代表)、中国(諸国グループを代表)、アルメニア、バングラデシュ、エジプト、イラク、インドネシア、南アフリカ、ヴェネズエラ、ケニア、キューバ、ロシア連邦、スリランカ、マレーシア、ナミビア、中国、パキスタン、シリア、スーダン、アルジェリア、ウガンダ、モルディヴ、マラウイ、チャド、ベラルーシ、イラン、チュニジア、ボリヴィア、Rahbord Peimayesh 調査教育サーヴィス協同組合、中国人権開発財団、国際ヒューマニスト倫理連合、国際米州マイノリティ人権協会

答弁権行使: 中国、イスラエル、ベラルーシ、アゼルバイジャン、アルメニア

9月21日(火)午前 第13回会議

議事項目3(継続)

人権を侵害し民族自決権を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会との意見交換対話

プレゼンテーション: Jelena Aparac 人権を侵害し民族自決権を妨げる手段としてのよう補遺の使用に関する作業部会議長・報告者

9月21日(火)午後 第4回会議

議事項目(継続)

バラグアイ外務大臣ステートメント: Euclides Roberto Acevedo Candia

人権を侵害し民族自決権を妨げる手段としてのよう補遺の使用に関する作業高との意見交換対話(継続)

意見交換対話: 地域社会人権アドヴォカシー・センター、Organisation internationale pour les pays les moins avances、透明性パートナー、テロ被害者擁護協会、団体調査狭隘的センター、Il Cenacolo、中国人権学協会、Escuela del Estudio de la Intuicion Ensefianza de Valires、Asociacion Civil Sin Fines De Lucro

まとめ: Jelena Aparac

答弁権行使: 朝鮮民主人民共和国、アルメニア、アルジェリア、トルコ、アゼルバイジャン、中国、日本、ギリシャ

環境的に健全な管理と有害物質と廃棄物の処分の意味合いに関する国連特別報告者との意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Marcos A. Orellana 環境的に健全な管理と有害物質と廃棄物の処分の意味合いに関する国連特別報告者

意見交換対話: 欧州連合、カメルーン、エクアドル、国連子ども基金、コスタリカ、セネガル、アルメニア、インドネシア、フランス、ヴェネズエラ、ケニア、ウルグアイ、ロシア連邦、モロッコ、マレーシア、ネパール、中国、フィジー、ヴァヌアトゥ、ジョージア、モーリシャス、アゼルバイジャン、マリ、コートイヴォワール、カメルーン、パナマ、タンザニア、マーシャル諸島、チリ、ジブティ、南アフリカ、iuventum e.V.、世界非殺害センター、Edmund Rice 国際 Ltd.、国際環境法センター、フランシスカン・インターナショナル、Earthjustice、国際民主弁護士協会、中国国際交流 NGO ネットワーク、Institut Internatonal pour les Droits et le Developpement

まとめ: Marcos A. Orellana

経済社会理事会理事長ステートメント: Collen Vixen Kelapile

事務総長と人権高等弁務官のテーマ別報告書のプレゼンテーション: Peggy Hicks 人権高等弁務官事務所テーマ別関わり、特別手続き、開発への権利部部長

開発への権利作業部会ステートメント: Zamir Akram 開発への権利に関する作業部会議長・報告者

民間の軍事・安全保障会社の活動に関連して、その性質を前もって判断することをせずに、国際規制枠組みの内容を策定するための国際無期限作業部会ステートメント: Mzolisi Sizo Nkosi 民間の軍事・安全保障会社の活動に関連して、その性質を前もって判断することをせずに、規制枠組みの内容を策定するための国際無期限作業部会議長・報告者

9月22日(水)午前 第15回会議

議事項目3(継続)

一般討論

パキスタン、スロヴェニア、アルゼンチン、ウルグアイ、インド、アゼルバイジャン、ルクセンブルグ、エクアドル、ノルウェー、中国、バーレーン、アルメニア、フランス、ヴェネズエラ、韓国、インドネシア、キューバ、ロシア連邦、ネパール、ナミビア、パキスタン、モーリタニア、スーダン、ドイツ、カタール、国際赤十字委員会、スイス、フィンランド、イラク、南アフリカ、朝鮮民主人民共和国、米国、ベラルーシ、サウディアラビア、マレーシア、ジョージア、アフガニスタン、国連子ども基金、アルジェリア、ナイジェリア、湾岸アラブ諸国協力会議、東ティモール、ボツワナ、国連環境計画、コモロ、スウェーデン、イラン、シエラレオネ、チュニジア、レバノン、国連難民コア等弁務官事務所、ガンビア、モーリシャス、国内人権機関世界同盟、Xcommission nationale consultative des droits de l'homme de la France、Ensemble contre la Peine de Mort、良き羊飼ひ慈善聖母の会衆、Coorination des Associations et des Particuliers pour la Liberte de Conscienc e、中国職業教育国内協会、ACAT 国際連盟、チベット文化保存開発中国協会、創価学会インターナショナル、北京子ども法的援助調査センターへ、中国国際理解協会、社会的被害者保護慈善機関、貧困緩和開発団体、欧州センター---第三世界、Tsavana 障害者協会、Fundacion para la Mejora de la Vida、la Cultura y la Sociedad、協議のための友好世界委員会、Maat for Peace、開発人権協会、北京国際綱領 NGO 協会、女性の人権国際協会、Prahar、水・環境・保健世界機関、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、Mouvement cont4re le racisme yet pour l'amitie entre les peuples、シーク人権グループ、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、国際和解フェローシップ、中国家族計画協会、母親が大事、PRATYEK、Commission africaine des promot3eur de la sante et des droits de l'homme、アルサーラム財団、弁護士の権利監視機構カナダ、統合青年エンパワーメント、Khiam 拷問被害者リハビリ・センター、YouChange 中国社会起業家財団、北京 Changier 教育財団、外国との友好のための中国人民協会、梅里香法律家協会、毛管理生計賞財団、Institut International pour les Droits et le Developpement、世界ムスリム会議、透明性パートナーズ、全世界キリスト教徒連帯、Promotion du Developpement Economique et Social、イラク開発団体、Ingenieurs du Monde、CIVICUS、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.Association Internationale pour l'egalite des femmes、法律司法欧州センター、Il Cenacolo、Rahbord Peimauesh 調査教育サービス協働組合、暴力被害者擁護団体、Jameh Ehyagaran Teb Sonnatl Va Salamat Iranian、国際ヒューマニスト倫理連合、平和ブリゲード・インターナショナル、VIVAT インターナショナル、平和と持続可能な開発国際行動、カイロ人権学研究所、世界福音同盟、Meezaan 人権センター、国際法律家委員会、Organisation internationale pour les pays les moins avances、国際国連青年学生運動、Elizka 救援財団、公正な裁判と人権を支援する国際会議、Unis 村、次世紀財団、希望の母カメルーン共通イニシャティヴ・

グループ、Turnuku 開発文化連合、Associatyion pour l'integration et le Developpement Durable au Burundi、Stiching 世界人権擁護、ジェンダー正義女性のエンパワーメント・センター、世界福祉協会、Reneau Unite pour le Developpement de Mauritanie、南青年団体、世界バスア団体、解放、団体調査教育センター、国際ユダヤ人弁護士法律家協会、人権と入国のための Ma'onah 協会、世界的評価と技術訓練ネットワーク、創造的社会プロジェクト同盟、アジア・リーガル・リソース・センター、国際キャリア支援協会、地域社会人権アドヴォカシー・センター、Jeunesse Etudiante Tamoule、開発と地域社会エンパワーメント協会、Conseil de jeunesse pluriculturelle、保健環境プログラム、Escuela del Estudiiio ce la intuicidn Ensefianza de Valores、北京 Changier 教育財団

9月22日(水)午後 第16回会議

議事項目3(継続)

開発への権利を含むすべての人権、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護に関する一般討論(継続)

外国との交流中国人民協会、アメリカ法律家協会、権利生計賞財団、Institut International pour les Droits et le Developpement、世界ムスリム会議、透明性パートナーズ、全世界キリスト教徒連帯、Prtomotion du Developpement Economique et Social、イラク開発団体、Ingenieurs du Monde、CIVICUS、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、Association Internationale pour l'egalite des femmes、法律司法欧州センター、Il Cenacolo、Rahbord 世界福音同盟、Meezaan 人権センター、国際法律家委員会、国際国連青年学生運動、Elizka 救援財団、公正取引人権支援国際会議、Villages Unis、次世紀財団、Conseil de jeunesse pluriculturelle、保健環境プログラム、Escuela del Estudio de la Intuicion Ensernanza de Valores

答弁権行使: 中国、アゼルバイジャン、キューバ

議事項目4: 理事会の注意を必要とする人権状況

ミャンマーの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Thomas H. Andrews ミャンマーの人権状況に関する特別報告者

意見交換対話: 欧州連合、パキスタン、スウェーデン、リヒテンシュタイン、フランス、オーストラリア、ルクセンブルグ、ミャンマー、バングラデシュ、韓国、インドネシア、タイ、ヴェネズエラ、米国、ロシア連邦、トルコ、インド、サウディアラビア、マレーシア、ナミビア、ベルギー、チェコ共和国、スイス、フィリピン、英国、ブルガリア、東ティモール、ラオ人民民主主義共和国、ブルネイ・ダルサーラム、モルディヴ、イラン、CIVICUS、ヒューマン・ライツ・ナウ、国際人権同盟連盟、アジア人権開発フォーラム、国際検閲禁止センター、全世界キリスト教徒連帯、国際法律家委員会、全世界法的行動

まとめ Thomas H. Andrews

9月23日(木)午前 第17回会議

議事項目4(継続)

ミャンマーの人権状況に関する文書による最新情報に関する人権高等弁務官との意見交換対話

プレゼンテーション: Michelle Bachelet

意見交換対話: 欧州連合、リトアニア(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、ドイツ、フランス、オーストラリア、バングラデシュ、インドネシア、日本、アルバニア、ヴェトナム、ロシア連邦、マレーシア、モーリタニア、リビア、ニュージーランド、フィリピン、英国、ルーマニア、ヨルダン、イラン、スーダン、アジア人権開発フォーラム、国際法律家委員会、第19条—国際検閲禁止センター、Edmun Rice インターナショナル Ltd., 国際弁護士協会、アジア・リーガル・リソース・センター、Centre pour les Droits Civils et Politiques、全世界キリ使途教連帯、アムネスティ・インターナショナル、次世紀財団

まとめ: Michelle Bachelet

南スーダン人権委員会との意見交換対話

基調ステートメント:

1. Nada Al-Nashif 国連人権副高等弁務官
2. Yasmin Sooka 南スーダン人権委員会委員
3. Andrew Clapham 南スーダン人権委員会委員
4. Ruben Madol Arol Kachuol 南スーダン法務・憲法問題大臣

意見交換対話: ノルウェー(諸国グループを代表)、オランダ(諸国グループを代表)、欧州連合、英国(諸国グループを代表)、リヒテンシュタイン、ドイツ、スイス、フランス、オーストラリア、アルバニア、ヴェネズエラ、米国、ロシア連邦、アイルランド、中国、英国、スリランカ、朝鮮民主主義人民共和国、イラン、エリトリア、CIVICUS、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、アムネスティ・インターナショナル、Rwenzori Africaine pour la defense des droits de l'homme、人権監視機構、Meezaan 人権センター、弁護士の権利監視機構カナダ、人権アドヴォケイツ

まとめ: Nada Al-Nashif, Andrew Clapham, Yasmin sooka, Ruden Madol Arok

9月23日(木)午後 第18回会議

議事項目4(継続)

シリア・アラブ共和国の独立国際委員会との意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Karen Koning Abuzayd シリア・アラブ共和国の独立国際調査委員会議長

当該国ステートメント: シリア

意見交換対話: フィンランド(諸国グループを代表)、欧州連合、ドイツ、カタール、リヒテンシュタイン、ギリシャ、アラブ首長国連邦、イスラエル、フランス、スイス、オーストラリア、エクアドル、ルクセンブルグ、クウェート、アルメニア、エジプト、イラク、アルバニア、ヴェネズエラ、オランダ、バーレーン、キューバ、マルタ、朝鮮民主人民共和国、米国、ロシア連邦、ベラルーシ、トルコ、アイルランド、ブラジル、ベルギー、中国、キプロス、イタリア、ジョージア、ヨルダン、国連ウィメン、中国、英国、ルーマニア、ニカラグア、**日本**、イラン、スリランカ、サウジアラビア、公正取引と人権支持国際会議、平和と開発と人権のための Maat 協会、世界ユダヤ人会議、カイロ人権学研教書、人権アドヴォキッツ、全世界キリスト教連帯、国際法律家委員会、パレスチナ人帰還センターLtd.、アラム人世界会議、調査委員会議長

まとめ: Paulo Sergio Pinheiro シリア・アラブ共和国読列国際調査委員会委員

ブルンディに関する調査委員会との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Doudou Diene ブルンディに関する調査委員会議長

当該国ステートメント: ブルンディ

意見交換対話: ノルウェー、欧州連合、リヒテンシュタイン、スイス、フランス、ルクセンブルグ、エジプト、ヴェネズエラ、オランダ、ケニア、朝鮮民主人民共和国、米国、ロシア連邦、アイルランド、ベルギー、中国、チェコ共和国、英国、タンザニア、ベラルーシ、スリランカ、イラン ACAT 国際連盟、人権監視機構、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト

答弁権行使: トルコ、アゼルバイジャン、ギリシャ、アルメニア

9月24日(金)午前 第19回会議

議事項目4(継続)

ブルンディの調査委員会との意見交換対話(継続)

まとめ: Françoise Hampson

ベラルーシの人権状況に関する口頭での最新情報に関する人権高等弁務官との意見交換対話

プレゼンテーション: Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

当該国ステートメント: ベラルーシ

意見交換対話: リトアニア(諸国グループを代表)、欧州連合、ドイツ、リヒテンシュタイン、ギリシャ、スロヴェニア、フランス、オーストラリア、フィンランド、スイス、ルクセンブルグ、リトアニア、エジプト、オーストリア、ヴェネズエラ、オランダ、キューバ、朝鮮民主人民共和国、米国、ロシア連邦、アイルランド、ブルガリア、中国、チェコ共和国、クロアチア、シリア、エストニア、ウクライナ、ポーランド、ラトヴィア、スロヴェニア、英国、ブルガリア、ルーマニア、ニカラグア、イラン、スリランカ、アイスランド、レバノン、タジキスタン、アゼルバイジャン、カ

ンボディア、カザフスタン、ラオ人民民主主義共和国、エリトリア、権利生計賞財団、人権ハウス財団、国際弁護士協会、国際人権同盟連盟、第19条---国際検閲禁止センター、世界拷問禁止団体、国際法律家委員会、Inenieurs du Monde、人権アドヴォキッツ

まとめ: Michelle Bachelet

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国独立国際事実確認ミッションとの意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Mart Valinas ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国に関する独立国際事実確認ミッション議長

当該国ステートメント: ヴェネズエラ

意見交換対話: リトアニア(諸国グループを代表)、欧州連合、ドイツ、リヒテンシュタイン、マルタ騎士団、フランス、スイス、スペイン、エクアドル、リヒテンシュタイン、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、ウルグアイ、パラグアイ、米国、ロシア連邦、ブラジル、中国、チェコ共和国、ポルトガル、ジョージア、チリ、英国

9月24日(金)午後 第20回会議

議事項目4(継続)

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国に関する独立国際事実確認ミッションとの意見交換対話(継続)

意見交換対話: ニカラグア、コロンビア、ベラルーシ、スウェーデン、イラン、スリランカ、イエメン、ジンバブエ、米州機構、エチオピア、カンボディア、ラオ人民民主主義共和国、南スーダン、ボリヴィア、カナダ、エリトリア、フリーダム・ハウス、Fundacion Lattinoamericana por los Derechos Humanos y el Desarrollo Social、国連監視機構、アムネスティ・インターナショナル、国際法律家委員会、国際人権同盟連盟、人権アドヴォキッツ、世界拷問禁止団体、国際米州マイノリティ人権協会、Asociacion HazteOir 団体、Centre pour les Droits Civils et Politiques

まとめ Francisco Cox Vial ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の独立国際事実確認ミッション委員

シリア・アラブ共和国の文民の死傷の程度に関する人権高等弁務官事務所の報告書のプレゼンテーション

プレゼンテーション: Michelle Bacheley 国連人権高等弁務官

一般討論

フランス、エジプト、パキスタン、アゼルバイジャン、ヴェネズエラ、中国、ドイツ、アルメニア、日本、韓国、インドネシア、オーストリア、オランダ、キューバ、ロシア連邦、インド、中国、チェコ共和国、デンマーク、スーダン、ウクライナ、フィリピン、英国、ウルグアイ、ウズベキスタン、コート・ド'ワール、フランス、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、イスラエル、オーストラリア、フィンランド、スペイン、スイス、朝鮮民主市人民共和国、ラオ人民民主主義共和国、米国、ベラルーシ、トルコ、アイルランド、ノルウェー、キプロス、マルタ、シリア、ト

ルクメニスタン、エストニア、ジョージア、アフガニスタン、アゼルバイジャン、カンボディア、南スーダン、ヴァヌアトゥ

9月27日(月)午前 第21回会議

議事項目4(継続)

一般討論(継続)

フィンランド、スペイン、スイス、朝鮮民主主義人民共和国、ラオ人民民主主義共和国、米国、中国、ベラルーシ、アイルランド、ノルウェー、キプロス、マルタ、シリア、トルクメニスタン、エストニア、ジョージア、アフガニスタン、アゼルバイジャン、カンボディア、南スーダン、ヴァヌアトゥ、ガーナ、マダガスカル、カーボヴェルデ、スウェーデン、南アフリカ、ヨルダン、チャド、ヴェトナム、スリランカ、エジプト、ベルギー、ケニア、マリ、ルワンダ、トリニダード・トバゴ、スイス・カトリック Lenten 基金、国際人権同盟連盟、バハイ国際共同体、自由擁護同盟、Reseau Unite pour le Developpement de Mauritanie、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、中国人権開発財団、マイノリティ権利グループ、国際ヒューマニスト倫理連合、第19条---国際検閲禁止センター、世界福音同盟、国際民族・宗教・言語・その他のマイノリティの権利保護連盟、カイロ人権学研究所、全世界キリスト教徒連帯、イラク開発団体、Promotion du Developpement Economique ety Social、"Coup de Pousse" Chaine de l'Espoir Nord-Sud、中国国連協会、人権監視機構、Coordination des Associations et des Particuliers pour la Liberte de Conscience、Centre pour les Droits Civils et Politiques、法律司法欧州センター、英国ヒューマニスト協会、貧困緩和開発団体、Villages Unis、Vundacion para la Mejora de la Vida、la Cultura y la Sociedad、平和ブリゲード・インターナショナル、VIVAT インターナショナル、国際環境法センター、慈善活動 Al Baraem 協会、国際レズビアン・ゲイ協会、アムネスティ・インターナショナル、女性の人権国際協会、国際人権サービス、Prahar、世界水・環境・保健機関、Edmund Rice 国際 Ltd.、脅威にさらされる諸国民協会、テロ被害者擁護協会、Commission africaine des promotions de la sante et des droits de l'homme、Alsalam財団、拷問被害者 Khiam リハビリ・センター、欧州センター---第三世界、アフリカ文化インターナショナル、Synergie Feminine Pour La Paix Et Le Developpement Durable、アメリカ法律家協会、Solidarite Suisse-Guinee、権利生計賞財団、ワールド・ヴィジョン・インターナショナル、Comite International pour le Respect et l'Application de la Charte Adricaine des Droits de l'Homme et des Peuples、世界ムスリム会議、フランシスカン・インターナショナル、次世紀財団、Mouvement contre le rcisme et pour l'amitie entre les peuples、Association d'entraide Medicale Guinee、透明性パートナーズ、シーク人権グループ、CIVICUS、国際人種差別撤廃団体、暴力被害者擁護団体、平和と持続可能な開発国際行動、平和・開発・人権 Maat 協会、国際法律家委員会、ヘルシンキ人権財団、Elizka 救援財団、弁護士の人権監視機構カナダ、人権ハウス財団、公正取引人権支援国際会議、Zerp Pauvre Afrique、米州先住民族国際委員会、ヒューマン・ライツ・ナウ、統合青年エンパワーメント---共通イニシヤティ

ヴ・グループ、人権平和アドヴォカシー・センター、Tumuku 開発文化連合、Association pour l'integration et le Dseveloppement Durable au Burund i、Stichting 世界人権擁護、PANAFRICA 協会、Centre du Commence International pour le Developpement、ジェンダー正義と女性のエンパワーメント・センタター、希望の母カメルーン共通イニシャティヴ・グループ、世界福祉協会、南青年団体、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、国際弁護士団体、世界 Barua 団体、解放

9月27日(月)午後 第22回会議

ジェンダーの視点の統合に関する年次パネル討論

ステートメント: Michelle Bachellet 国連人権高等弁務官: ジェンダー・デジタル格差は、女性と女兒が直面している全体的な差別を反映するものである。女性と女兒は、世界の推定 37 億人の接続していない人々の大多数を形成している。流行病が、デジタル技術を基本サービス、保健ケア情報、生計または権利行使への唯一の生命線となることにつながった時、デジタル排除は、劇的なものとなった。デジタル経済から財政的に排除されている 17 億人の人々の半数以上を占めている女性は、危機時に、現金給付プログラムへのアクセスがほとんどなくなることもあり得る。デジタル技術へのアクセス、利用、誤用の問題は、国際人権規範と原則、特に平等、非差別、包摂、参画、効果的救済策の提供によって導かれるべきである。先進国は、開発途上国への技術移転を促進し、その開発援助政策で、デジタル技術への女性と女兒のアクセスのためのプログラムを統合するというその公約を重んじるべきである。国々は、ICT 装置とサービスへのより安全で料金が手ごろなアクセスを保障する措置を取るべきである。

流行病に対応して、流行病についての月ごとの無料のデータまたは無料の情報へのアクセスのように国によっては好事例がすでに開発されてきたところもある。もう一つの基本的な手段は、女性と女兒の ICT へのアクセスを「不適切」とみなしたり、または彼女たちの科学技術を学ぶ能力を疑ったりする差別的なジェンダー固定観念を打ち壊すことである。今後の職が ICT 技術を必要とする予想されている状態で、遠隔地域で暮らしている女兒を含め、女兒のデジタル識字技術への平等なアクセスを保障することが絶対に必要である。もし国際社会が成功しなければ、技術が実際にジェンダー不平等を広げるかなりの危険がある。これは誰も取り残さないという約束に反し、流行病からよりよく回復するという責務にも反するので、こんなことが絶対に起こってはならない。

パネリストによるステートメント:

1. Tlaleng Mofokeng 最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者: 公正で非差別的なデジタル健康の実現に、いくつかの要因がかなりの課題を呈している。世界の南の多くとその他の開発途上の状況で、世界的なデジタル格差が多くの人々をデジタル健康と関連する技術革新から利益を受けることから排除し、特に女性と女兒に悪影響を及ぼしている。健康の領域でのデジタルと人工知能の解決策は人種とジェンダーの点で中立的ではないので、もう一つの課題は、これら解決策にある。保健関連の情報の国家とオンラインの調査のために、女性と周

縁化された集団が直面している高い危険は心配である。もしデジタルの保健ケア介入が万人に平等に役立つべきものならば、多様なニーズを持つ人々が現実にその成果を受けるという観点から取り組まれるべきである。

2. Ttiana Vasconcelos 障害者コンサルタント: 障害者、特に女性と女兒にとって、この流行病の状況で、ICT がもう一つの障害となった。流行病が「障害の不可視性のサイクル」を深め、その中で、この世界的危機によって生み出されたニーズに対処する公共政策を立案し、実施する時、障害者のニーズが考慮に入れられなかった。ジェンダー、人種、宗教、または障害の区別なく、支援回復対応が、解決策の中心にすべての人々を据える人権の取り組みを含むことを勧告する。この流行病は、より良い、より包摂的で、支援的で、公正で、共感のある社会となる機会を世界に与えているが、これはこれを可能にする一人ひとりのコミットメントに掛かっているであろう。

3. Jaroslaw Ponder 国際電気通信連合欧州事務所所長: COVID-19 は、技術におけるジェンダー格差をさらに拡大した。女性は全世界で労働力の半数を占めているので、技術セクターでの機会の平等は、優先される必要のある目標である。よりジェンダー・バランスの取れた ICT セクターとよりジェンダー・バランスの取れた社会全体での ICT の利用のために活動することに重点を置くことが、もし世界が「持続可能な開発目標」を達成するべきものならば、絶対に必要である。女性は、継続して顕著に低いままである技術セクターへの女性と女兒の協力的な参画に変わる必要のある科学・技術・工学・数学への大学卒業生の 40%以上を占めている。技術への女兒と女性の一層の関りがなければ、創造される製品、サービス、プラットフォームは人口の半数のニーズに対処しないであろう。世界が 2030 年に向かって動く時、今こそ女兒と若い女性がデジタル革命を享受することを保障する大胆な手段を取るべき時である。

4. Lainah Ndiweni 法律研究者: 人権の開発のためのコミュニケーションは、女性の人権を擁護し推進する際に極めて重要である。ソーシャル・ディスタンスを支持しつつ、法律研究者としての作業を行うことは、私の仕事には存在しない新しいデジタル・ノーマルにまず順応する必要性のために、ジンバブエのような開発途上国での課題であった。多くの女性と女兒は高いデータの費用を払う余裕がないので、情報へのアクセスにおける不平等にも対処する必要があった。女性と女兒のデジタル格差を埋める際に、人権理事会が、女性人権擁護者のあらゆる領域での能力構築とアドヴォカシーを強化する必要がある。人権理事会は、経済的インパクトとデジタル格差を緩和するためのパッケージ及びその他の対応が、ジェンダーを中心とするものであり、すべての地域のすべての女性、つまり周縁化された、脆弱で障害のある高齢の非識字の女性を推進しなければならないことを保障するべきである。

意見交換対話: 発言者たちは、ICT が経済開発と人権の享受を推進する可能性を認め、人権侵害のジェンダーの側面に対する理解を改善し続けるための専門家メカニズムを推奨した。彼らは、多面的な統合された取り組みがジェンダー不平等を強化し永続化する強い力を覆すために取られることが絶対に必要であることを認めた。発言者の中には、人権理事会決議への重なり合う視点のみならず、人権理事会の作業におけるジェンダー変革的視点と特別手続きの作業と事実確認・監視ミッシ

ヨンのマンデートにおけるその主流化の統合と実施の重要性を強調した者もあった。発言者の中には、社会経済的格差のほかにデジタル格差も、年齢や所得や地理的位置にかかわらず女性が誰も取り残されないために考慮される必要のある世代間の側面があることを付け加えた者もあった。特別な注意が、重なり合う形態の差別の被害者である女性と女兒に対して払われる必要がある。規範的・規制的枠組みが、オンラインの暴力とサイバー犯罪を防ぐために必要とされた。女性ジャーナリストと女性人権擁護者に対する虐待、脅し、中傷をなくす呼びかけがなされた。

発言者の中には、COVID-19の流行で、デジタル変革が促進し、これら技術への一層の依存を生み、従って、ジェンダー格差を悪化させたと述べた者もあった。発言者の中には、人権理事会とそのメカニズムが、ジェンダー・デジタル格差から生じたまたはこれによって悪化した不平等の分析を深めるべきでいると信じている者もあった。ジェンダーに基づくデジタル格差に緊急に対処し、これを埋め、技術と革新のセクターでの女性と女兒の役割を支援する努力を倍増し、現代の技術サービスとアプリへの女性と女兒のアクセスを妨げるあらゆる形態の差別と固定観念を除去する呼びかけがなされた。その他の発言者の中には、学校の閉鎖とデジタルの手段は万人に等しくアクセスできるものではないので、デジタルの手段への切り替えを通して、流行病が、識字とデジタル識字を推進する際の努力を破壊したことを強調した者もあった。女性は男性よりもインターネットにアクセスする可能性が少ないので、---国によっては33%まで、デジタル・ツール、デバイス、サービスへの料金が手ごろで信頼できるアクセスのための呼びかけがなされた。発言者たちは、女性と女兒のためのデジタル・アクセスとデジタル・スキルを推進する政策とプログラムを規模拡大する必要があると述べた。ジェンダー差を考慮せずに開発された技術は、女性の利用可能性を減らすこともあり、一方あるものはジェンダー偏見を永続化することもある。より多くの女性を科学・技術・工学・数学の経歴に推進することは、ジェンダーに対応した技術のデザインに貢献できるが、技術の予期しないジェンダー・インパクトは、従って、当初から調査されなければならない。

発言者: オーストラリア、欧州外部行動サービス、ルクセンブルグ、スイス、ノルウェー、チリ、バルバドス、レソト、エジプト、イスラエル、カナダ、ギリシャ、スペイン、フランス、食料農業機関、タイ、アンゴラ、ヴェトナム、インド、キプロス、国連人口基金、ジョージア、国連ウイメン、インド国内人権委員会、国際レズビアン・ゲイ連盟欧州地域、アジア太平洋女性リソース調査センター、青年とセクシュアリティ Stichting CHOICE、プラン・インターナショナル、人口開発アクション・カナダ

まとめ:

Tlaleng Mofokeng: 健康への女性の権利にコミットするよう各国に要請する。障害を持つ女性と女兒は、デジタル解決策の受益者だけであってはならず、この領域での意思決定にも参画できなければならない。解決策は、アクセスでき、料金が手ごろで、質の高いものでなければならない。すべての資料は測定でき、現地での開発に対応するものでなければならない。革新は、ケア提供者を目的

としなければならない。診断のアルゴリズムに忍び込むこともある人種主義に全員が気をつけなければならない。

Tatiana Vasconcelos: 流行病は、特に障害を持つ女性と女兒に悪影響を与えて、不平等をさらに悪化させた。回復計画には万人が含まれなければならない。措置は、障害が均一のものではなく多くの形態をとることを仮定して、障害者のニーズを含め、万人の特別なニーズを考慮に入れなければならない。障害を持つ女性は、そのニーズ表明できなければならない。流行病からの回復のすべての段階に参加できなければならない。

Jaroslav Ponder: デジタル格差とジェンダー格差を埋める際に組織的で持続可能な変化をもたらすことのできる政策を要請する。すべてのの利用者が、ICT を利用する際に同じスキルと自信を持ち泣けばならない。これには、最も脆弱な人々を保護しエンパワーするための国の政策策定者との協力が必要であろう。より多くの女性が彼女たちが繁栄できる ICT サービス・セクターに参入することが必要である。

Lainah Ndiweni: 期待に反して、ICT が流行病中に農村漁村地域で接続性を改善しなかったことを残念に思う。(発言者との接続が妨害された)。

議事項目 4(継続)

一般討論(継続)

アフリカ先住民族調整委員会、ユダヤ人法律家・弁護士国際協会、人権と入国のための Ma'onah 協会、日本歴史教科書協会、世界的評価と技術訓練ネットワーク、アジア・リーガル・リソース・センター、Reprieve、L'Observatoire aurtanien des Droits de l'Homme et de la Democratie、Association Bharathi Centre Culturel Franco-Tamoul、Association pour la defense des droits de l'homme ey des revendications democratiques/culturelles du peuple Azerbaidjanais-Iran、地域社会人権アドヴォカシー・センター、Coseil de jeunesse pluriculturelle、創造的・地域社会プロジェクト同盟、Institut International de l'Ecikigue Ubdystruekke et de k'Ecibinue Verte、PRATYEK、ABC Tamil Oli

答弁権行使: インド、イラン、中国、ラトヴィア、ヴェネズエラ、ロシア連邦、朝鮮民主人民共和国、トルクメニスタン、リトアニア、ベラルーシ、**日本**、アルメニア、キューバ、アルジェリア、ポーランド、インドネシア、イラク、サウディアラビア

9月28日(火)午前 第23回会議

参画の権利に特に重点を置いて、COVID-19の流行に直面している先住民族の人権状況に関する先住民族の権利に関する年次半日のパネル討論

人権事務総長補佐によるステートメント: Ilze Brands Kehris

パネリストによるステートメント:

1. Megan Davis 先住民族の権利に関する専門家メカニズム議長・報告者

2. Jose Francisco Cali Tzay 先住民族の権利に関する特別報告者

3. Anne Nuorgam 先住民族永久フォーラム議長

討論: グアテマラ(諸国グループを代表)、スウェーデン(諸国グループを代表)、ボリヴィア、欧州連合、オーストラリア、ブラジル、ウクライナ、ヴェネズエラ、エクアドル、スペイン、セネガル、食料農業機関、米被告、ロシア連邦、ナミビア、国連人口基金、中国、インドネシア、グアテマラ、カレリアン共和公共機関、国際レズビアン・ゲイ協会、Conselho Indigenista Missionario、インド法律リソース・センター、シーク人権グループ、Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco

答弁権行使: ロシア連邦、バーレーン、パキスタン、モーリタニア、トルクメニスタン、朝鮮民主主義人民共和国、日本

議事項目 4(継続)

先住民族の権利に関する専門家メカニズムとの意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Megan Davis 先住民族の権利に関する専門家メカニズム議長・報告者

意見交換対話: メキシコ、欧州連合、ノルウェー、インドネシア、食料農業機関、ヴェネズエラ、米国、ロシア連邦、ペルー、ブラジル、ウクライナ、キューバ、アルジェリア、フィリピン、ニュージーランド、中国、パナマ、コロンビア、グアテマラ、イラン、オーストラリア

9月28日(火) 午後 第24回会議

人権の実現に対して COVID-19 の流行とその意味合いによって悪化した深まる不平等に関する半日のパネル討論

人権高等弁務官ステートメント: Michelle Bachelet

パネリストによるステートメント:

1. Joseph E. Stiglitz コロンビア大学リーベル賞受賞経済学者

2. Gordon Brown 英国元首相・世界教育国連特使

3. Tlaleng Mofokeng 最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者

4. Magdalena Sepulveda Carmona 経済的・社会的・文化的権利世界イニシアティブ業務執行取締役・元極度の貧困と人権に関する特別報告者

意見交換対話: 欧州連合・カメルーン、フィンランド、バーレーン、モーリシャス、エクアドル、アゼルバイジャン、エジプト、イラン、中国、カタール、インドネシア、アゼルバイジャン、イラク、バングラデシュ、モーリタニア、エクアドル、モンテネグロ、南アフリカ、ガーナ、モロッコ、サウジアラビア、マレーシア、ネパール、刑法改正インターナショナル、Associazione

Comunita Papa Giovanni XXIII、人口開発アクション・カナダ、Centre Europe-tiers monde、
Terre Des Hommes Federation Internationale、ワールド・ヴィジョン・インターナショナル
まとめ: Godon Brown、Tlaleng Mofokeng、Magdalena Sepulveda Carmona

先住民族の権利に関する特別報告者との意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Jose Francisco Cali Tzay 先住民族の権利に関する特別報告者

意見交換対話: メキシコ、欧州連合、デンマーク、カナダ、オーストラリア、国連子ども基金、
アルメニア、インドネシア、食料農業機関、ヴェネズエラ、ホーリーシー、パラグアイ、ロシア連
邦、米国、ペルー、マレーシア、ネパール、ブラジル、中国、国連人口基金、キューバ、ヴェトナム、
パキスタン、カメルーン、パナマ、マーシャル諸島、国連ウイメン、カンボディア、ウクライ
ナ、グアテマラ、フィリピン、ベラルーシ、チャド、米州機構

答弁権行使: 中国

9月29日(水)午前 第25回会議

人権教育と訓練に関する国連宣言の10周年に関する高官パネル討論

開会ステートメント:

1. Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官
2. Stefania Giannini 国連教育科学文化機関事務局長補
3. Jayathma Wickramanayake 青少年に関する事務総長特使

パネリストによるステートメント:

1. Simona Kustec スロヴェニア教育科学スポーツ大臣
2. Leah Tanodra-Armamento フィリピン人権委員会コミッショナー
3. Vernor Munoz Villalobos コスタリカ niveraidad Estatat a Distancia 理事
4. Irfaan Mangera Ahmed Kathrada 財団青年アクティビズム・プログラム・マネージャー

意見交換対話: ブルキナファソ(諸国グループを代表)、ブラジル(諸国グループを代表)、欧州連
合、エジプト(アラブ諸国を代表)、コスタリカ(諸国グループを代表)、トーゴ、セネガル、リビ
ア、ニジェール、ブルキナファソ、モーリタニア、アゼルバイジャン、サウディアラビア、カンボ
ディア、ドミニカ共和国、イスラエル、イラク、エジプト、米国、ネパール、モーリシャス、フィ
リピン、モロッコ、ヴェネズエラ、ロシア連邦人権高等弁務官、インド国内人権委員会、世界ユダ
ヤ人会議、Rencontre Africaine pour la defense des droitssde l'homme、アムネスティ・インターナ
ショナル、世界非殺害センター

まとめ: Simona Kustec, Leah Tanodra-Armamento, Vernor Munoz Villalobos, Irfaan Mangera

先住民族の権利に関する専門家メカニズムとの意見交換対話(継続)

意見交換対話: 中国人権学協会、Conselho Indigrerniata Missionario、ルーテル世界連盟、
Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、国際和解フェローシップ、中国人権開発財団、

Association pour la defense des droits de l'homme et des revendications democratiques/culturelles
du peuple Azerbaidjanais-Iran

まとめ: Megan Davis

先住民族の権利に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

意見交換対話: フィリピン、ベラルーシ、米州機構、パキスタン、チャド、Conectas Direitos Humanos、マイノリティ権利グループ、フランシスカン・インターナショナル、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit、Conseilho Indigenista Missionario、権利生計賞財団、国際教育への権利・教育の自由国際団体、司法国際法センター、Centro de Estudios Legales y Sociales、Association pour la defense des droits de l'homme et des revendications democratiques/culturelles du peuple Azerbaidjanais-Iran

まとめ Josde Francisco Cali Tzay

9月29日(水)午後 第26回会議

平和的抗議の状況での人権の推進と保護に関するパネル討論

開会ステートメント: Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

パネリストのステートメント:

1. Clement Nyaletsossi Voule 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者
2. Yuval Shany エルサレム・ヘブライ大学公共国際法 Hersch 議長・元人権委員会議長
3. Lysa John CIVICUS 事務局長
4. Luis Carrilho 国連警察顧問

意見交換対話: 欧州連合、リトアニア、スイス、アルメニア、コーティヴォワール、国連子ども基金、米国、ポーランド、英国、マラウイ、コロンビア、国連教育科学文化機関、イスラエル、イラク、ヴァヌアトゥ、インドネシア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、南アフリカ、国連開発計画、モーリタニア、トーゴ、キューバ、インド、モロッコ国内人権会議、人権アドヴォケイツ、Centro de Estudios Legales y Sociales、カイロ人権学研究所、子どもの権利コネクト、水・環境・保健世界機関

まとめ: Clement Nyaletsossi Voule, Yuval Shany, Lysa John, Luis Carrilho

議事項目 5: 人権機関とメカニズム

人権の分野での国連、その代表者、メカニズムとの協力に関する事務総長報告書に関する意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Ilze Brands Kehris 人権事務総長補

意見交換対話: 欧州連合、ベルギー、オーストリア、ラトヴィア、カメルーン、アイルランド、エジプト、リヒテンシュタイン、ドイツ、オーストラリア、フランス、アルメニア、スイス、イラク、インドネシア、ヴェネズエラ、キューバ、ヴェトナム、ヴェラルーシ、モロッコ、米国、スリ

ランカ、インド、サウディアラビア、マレーシア、中国、パキスタン、ジョージア、アフガニスタン、フィリピン、英国、カンボディア、国連難民高等弁務官事務所、イエーメン、アンドラ

9月30日(木)午前 第27回会議

議事項目5(継続)

人権の分野での国連、その代表者、メカニズムとの協力に関する事務総長報告書に関する意見交換対話(継続)

意見交換対話: イエーメン、アンドラ、国内人権機関世界同盟、インド国内人権機関、国際親権サービス、人権ハウス財団、アジア人権開発フォーラム、NGO調査機関、アジア太平洋女性法開開発フォーラム、カイロ人権学研究所、権利生計賞財団、アジア・リーガル・リソース・センター、CIVICUS---世界市民参画同盟、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト

まとめ: Ilze Brands Kehri

諮問委員会との意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Ajai Malhotra 諮問委員会議長

意見交換対話: 韓国、欧州連合、ブラジル、イスラエル、スペイン、エジプト、メキシコ、南アフリカ、ヴェネズエラ、キューバ、ロシア連邦、モロッコ、スリランカ、インド、ナミビア、中国、リビア、パナマ、アルメニア、シリア、差別と人種主義禁止国際運動、NGO調査機関、平和・開発・人権 Maat 協会、中国人権開発財団、統合青年エンパワーメント---共通イニシャティヴ・グループ、国際法律家委員会、中国人権学協会、Association pour le defense des droits de l'homme et des revendications democratiques/culturelles du peuple Azerbaijanais-Iran、国際ロシア人同国人会議、iuventum e.V.

まとめ: Ajai Malhotra

一般討論

スロヴェニア(欧州連合を代表)、ブルネイ・ダルサーラム(東南アジア諸国連合を代表)、ウルグアイ諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ラトヴィア(諸国グループを代表)、キューバ(諸国グループを代表)、ポルトガル(諸国グループを代表)、ルクセンブルグ(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、ヴェネズエラ、インドネシア、。キューバ、ロシア連邦、ネパール、中国、パキスタン、インド、アルメニア、イラク、°ベラルーシ、シリア、アフガニスタン、アルジェリア、アゼルバイジャン、テュニジア、国際法律家委員会、Prahar、Commission africaine des promoteurs de la sante et des droits de l'homme、シーク人権グループ、iuventum e.V., Association pour l'Integration et le Developpement Durable au Burundi、Khiam 拷問被害者リハビリ・センター国際平和持続可能な開発行動、アムネスティ・インターナショナル、世界バルア団体、解放、団体調査教育センター、希望の母カメルーン共通イニシャティヴ・グループ、統合青年エンパワーメント---共通イニシャティ

グ・グループ、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、国際仏教徒救援団体、Assoiation des etudiants tamouls de France, Village Unis、アフリカ先住民族調整委員会、人間の移動行動、アフリカ開発協会、Association pour le defense des droits de l'ome etg de democratiques culturelles du people Azerbaidjanais、地域社会人権アドヴォカシー・センター、Assiciaion Thendral, amil Uzhagam, Le Pontg, 開発地域社会エンパワーメント協会、アフリカ開発進歩センター、Maloca Internationale, Jeunesse Etudiante Tamoul, Reprieve, Association Culturelle des Tamoul, ABC Tamil Oli, AssociationBharaghi Centre Culturel Franco-Tamoul、世界スリム会議、世界評価技術訓練ネットワーク

答弁権行使: トルクメニスタン、キューバ、インドネシア、イラン、中国

9月30日(木)昼 第28回会議

議事項目 6: 普遍的定期的レビュー

ナミビアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ナミビア法務大臣、フィリピン、ロシア連邦、セネガル、シエラレオネ、南アフリカ、スリランカ、スーダン、トーゴ、チュニジア、国連子ども基金、国連人口基金、ヴェネズエラ、ヴェトナム、国際レズビアン・ロイ協会、国際人権サーヴィス、国連監視機構、ルーテル世界連盟、Centre du Commerxce International pour le Developpement

283 の勧告のうち、ナミビアは 229 を受け入れ、54 に留意した

ナミビアの普遍的定期的レビューの成果を採択

ニジェールの普遍的定期的レビューの成果の検討

ニジェール法務大臣国璽管理者、モーリタニア、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、ロシア連邦、セネガル、シエラレオネ、スリランカ、スーダン、トーゴ、婦人近津祭平和自由連盟、国際人権サーヴィス、人権アドヴェキッツ、世界非殺害センター、Meezaan 人権センター、CIVICUS、Rencontre international pour le Developpement

254 の勧告のうち、ニジェールは 248 を受け入れ、6 つに留意した。

ニジェールの普遍的定期的レビューの成果を採択

モザンビークの普遍的定期的レビューの成果の検討

モザンビーク法務・憲法・宗教問題大臣、モーリタニア、モロッコ、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、ポルトガル、ロシア連邦、セネガル、シエラレオネ、南アフリカ、スリランカ、トーゴ、チュニジア、青年とセクシュアリティ Stichting CHOICE、国際レズビアン・ゲイ協会、国際人権サーヴィス、人口開発アクション・カナダ、ワールド・ヴィジョン・インターナショナル、ルーテル世界連盟、女性教育開発国際ヴォランティア団体、人権監視機構、CVICUS 世界市民参画同盟

266 の勧告のうち、モザンビークは 236 を受け入れ 30 に留意した。

モザンビークの普遍的定期的レビューの成果の採択

9月30日(木)午後 第29回会議

議事項目5(継続)

エストニアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所エストニア代表部大使、リビア、モロッコ、ネパール、ロシア連邦、チュニジア、ヴェネズエラ、ペラルーシ、中国、キューバ、ジブティ、ガンビア、インド、国際レズビアン・ゲイ連盟欧州地域、世界ユダ人会議

274の勧告のうちエストニアは192を受け入れ、82に留意した。

エストニアの普遍的定期的レビューの成果を採択

ベルギーの普遍的定期的レビューの成果の検討

トーゴ、チュニジア、ヴェネズエラ、ヴェトナム、アゼルバイジャン、バルバドス、ペラルーシ、ボツワナ、ブルキナファソ、中国、コモロ、コートイヴォワール、キューバ、国際ヒューマニスト倫理連合、自由擁護同盟、子ども擁護インターナショナル、国際レズビアン・ゲイ協会、アムネスティ・インターナショナル、国連監視機構、公正取引・人権支援国際会議、良心と平和税インターナショナル、NGO調査機関、Meezaan人権センター、国際人種差別撤廃団体

308の勧告のうち、ペギーは251を受け入れ、53に留意した。

ベルギーの普遍的定期定レビューの成果を採択

パラグアイの普遍的定期的レビューの成果の検討

パラグアイ外務副大臣、ボツワナ、ブラジル、キューバ、インド、モロッコ、ナミビア、ネパール、ロシア連邦、チュニジア、国連ウイメン、スウェーデン性教育協会、世界ユダヤ人会議、人口開発アクション・カナダ、国際女性教育開発ヴォランティア団体、アムネスティ・インターナショナル、国連監視機構、CIVICUS世界市民参画同盟、Conseilho Indigenista Misionario

208の勧告のうち、パラグアイは202を受け入れ、6つに留意した。

パラグアイの普遍的定期的レビューの成果を採択

10月1日(金)午前 第30回会議

議事項目6(継続)

デンマークの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所デンマーク代表部大使、モロッコ、ナミビア、ネパール、ロシア連邦、南アフリカ、スリランカ、チュニジア、ヴェネズエラ、ヴェトナム、アルジェリア、中国、ベルギー、リビア、引く際ヒューマニスト倫理連合、Fundacion para la Mejora de la Vida, la Culutura y

la Sociedad、人口開発アクション・カナダ、Meezaan 人権センター、アムネスティ・インターナショナル、国際人種差別撤廃団体、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme

288 の勧告のうち、デンマークは 202 を受け入れ、86 に留意した。

デンマークの普遍的定期的レビューの成果を採択

ソマリアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所ソマリア代表部大使、ジブティ、エジプト、ガンビア、インド、インドネシア、イラク、クウェート、レソト、リビア、マラウイ、モーリタニア、キューバ、英国ヒューマニスト協会、自由擁護同盟、マイノリティ権利グループ、アムネスティ・インターナショナル、人口開発アクション・カナダ、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、平和・開発・人権 Maat 協会、透明性パートナーズ、調査センター

273 の勧告のうち、ソマリアは 246 を受け入れ、27 に留意した。

ソマリアの普遍的定期的レビューの成果を採択

パラオの普遍的定期的レビューの成果の検討

パラオ内務省外国問題貿易局局長、国連ウィメン、国連子ども基金、ヴァヌアトゥ、ヴェネズエラ、ヴェトナム、キューバ、フィジー、インド、インドネシア、モルディヴ、モロッコ、ネパール、ニュージーランド、世界ユダヤ人会議、世界非殺害センター

1421 の勧告のうち、パラオは 67 を受け入れ、75 に留意した。

パラオの普遍的定期的レビューの成果を採択

ソロモン諸島の普遍的定期的レビューの成果の検討

ソロモン諸島外務・外国貿易省副大臣、中国、キューバ、フィジー、ガンビア、インド、インドネシア、モルディヴ、モロッコ、ネパール、ニュージーランド、シエラレオネ、チュニジア、スウェーデン性教育協会、青年とセクシュアリティ Stichting CHOICE、国際家族計画連盟、平和と正義のためのドミニカンズ---説教師団と共同スポンサーのフランシスカン・インターナショナルとの共同声明、Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco と共同スポンサー女性教育開発国際ヴォランティア団体との共同声明、世界非殺害センター

160 の勧告のうち、ソロモン諸島は 106 を支持し、54 に留意した。

ソロモン諸島の普遍的定期的レビューの成果を採択

10月1日(金)昼 第31回会議

議事項目 6(継続)

セイシエルの普遍的定期的レビューの成果の検討

セイシエル外務観光省大臣、ジブティ、エジプト、フィジー、インド、インドネシア、リビア、マラウイ、モルディヴ、マリ、モーリタニア、モロッコ、ネパール、キューバ、英連邦人権イニシ

ャティヴ、人口開発アクション・カナダ、Rencontre Africaine pour la Defense des Droits de l'Homme

215 の勧告のうち、セイシェルは 208 を受け入れ、6 つに留意し、1 つの勧告にはさらなる明確化が提供された。

セイセルの普遍的定期的レビューの成果を採択

ラトヴィアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所ラトヴィア代表部大使、ロシア連邦、チュニジア、ウズベキスタン、ヴェネズエラ、ヴェトナム、ベラルーシ、中国、キューバ、インド、リビア、ネパール、世界ユダヤ人会議

244 の勧告のうち、ラトヴィアは 145 を受け入れ、87 に留意し、12 にさらなる明確化が提供された。

ラトヴィアの普遍的定期的レビューの成果を採択

シンガポールの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所シンガポール代表部大使、レバノン、リビア、モルディヴ、モーリタニア、モンゴル、モロッコ、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、国際和解フェローシップ、国際レズビアン・ゲイ協会、良心と平和税インターナショナル、アムネスティ・インターナショナル、国際人権同盟連盟、アジア人権開発フォーラム、人権アドヴォケイツ、CIVICUS 世界市民参画同盟、SPD、シンガポール子ども協会

324 の勧告のうち、シンガポールは 114 を受け入れ 114 に留意した。

シンガポールの普遍的定期的レビューの成果の採択

シエラレオネの普遍的定期的レビューの成果の検討

シエラレオネ検事総長・法務大臣、トーゴ、国連ウィメン、アラブ首長国連邦、英国、国連子ども基金国連人口基金、ヴェネズエラ、ヴェトナム、ボツワナ、ブルキナファソ、中国、コーティヴォワール、58 子ども擁護インターナショナルと SOS Kinderdorf インターナショナルとの共同声明、国際人権サーヴィス、プラン・インターナショナル Inc.、ルーテル世界連盟、世界非殺害センター、人権アドヴォケイツ、アムネスティ・インターナショナル、Rencontre Afrique pour le defence des droits de l'humanos

274 の勧告のうち、シエラレオネは 216 を受け入れ、58 に留意した。

シエラレオネの普遍的定期的レビューの成果を採択

10月1日(金)午後 第32回会議

議事項目 6(継続)

一般討論

スロヴェニア(欧州連合を代表)、マレーシア(東南アジア諸国連合を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ベルギー(諸国グループを代表)、インド(諸国グループを代表)、ヴェネズエラ、インドネシア、バーレーン、キューバ、インド、中国、スーダン、イラク、南アフリカ、ケニア、ベラルーシ、セントヴィンセント・グレナディーン、ジョージア、アルジェリア、レソト、グァイアナ、ガンビア、チュニジア、イラン、公正取引と人権を支持する国際会議、ジュネーブ国際カトリック・センターと Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII との共同声明、Instituto de Desenvolvimento e Direitos Humanos、国際女性教育開発ヴォランティア団体、Istituto internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco、Mouvement Interntional d’Apostolate des Millieux Sociaux Independent s、Edmund Rice インターナショナル、VIVAT インターナショナル、国際人種差別撤廃単体、国際 ACT(拷問廃止キリスト教徒行動)連盟、アムネスティ・インターナショナル、女性化しザク計画連盟、法律司法欧州センター、Centre Europeen pour le droits, les Justice et les droits de l’homme、Reseau International des Droits Humains、Association pour la defense des droits de l’homme et des revendictions democratiques/Culturelles du peuple Azerbaidjanais-Iran、コロンビア法律家委員会、弁護士の権利監視機構カナダと弁護士のための弁護士との共同声明、国際人権サービス、国際弁護士協会、Tourner La Page、人間の移動行動、Jeunesse Etudionte Tamoule

議事項目 7: パレスチナ及びその他のアラブ被占領地での人権状況

決議 43/32 に従って、東エルサレムを塗府含むパレスチナ被占領地での水資源の配分に関する高等弁務官の報告書と決議 S-30/1 の実施において遂げられた進歩に関する高等弁務官の口頭による最新情報のプレゼンテーション

プレゼンテーション: Christian Salazar Volkmann 人権高等弁務官事務所現地活動・技術協力部長

当該国ステートメント: イスラエル(欠席)、パレスチナ、シリア

一般討論

エジプト(アラブ諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、バーレーン(湾岸協力会議を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、スーダン(アフリカ諸国を代表)、ヴェネズエラ、セネガル、バングラデシュ、インドネシア、キューバ、ロシア連邦、ナミビア、中国、モーリタニア、リビア、パキスタン、スーダン、カタール、ジブティ、マルタ騎士団、エジプト、クウェート、ルクセンブルグ、イラク、南アフリカ、朝鮮民主人民共和国、モロッコ、トルコ、スリランカ、サウディアラビア、マレーシア、ヨルダン、アルジェリア、イエーメン、レバノン、ナイジェ

リア、ボツワナ、東ティモール、モルディヴ、アラブ首長国連邦、ブルネイ・ダルサーラム、チリ、チュニジア、イラン、NGO 調査機関、Kham 拷問被害者リハビリ・センター、ユダヤ人学生欧州連合、世界ユダヤ人会議、法的援助とカウンセリング女性センター、Al Mazan 人権センターと世界的対話と民主主義推進のためのパレスチナ・イニシャティヴとの共同声明、Al-Haq、人に仕える法律、カイロ人権学研究所、法的援助とカウンセリング女性センター、Maazaan 人権センター、国連監視機構、B'nai B'rith、Ingenieurs du Monde と国連監視機構との共同声明、パレスチナ人帰還センターLtd.、Centre Europe---tiers monde と国際民主弁護士協会との共同声明、公正取引と人権を支持する国際会議、子ども擁護インターナショナルと世界的対話と民主主義の推進はパレスチナ人イニシャティヴとの共同声明、人権監視機構、B'nai B'rith Al-Haq、人に仕える法律と Al-Mazan 人権センターとの共同声明、世界的対話と民主主義の推進パレスチナ人イニシャティヴ、法律援助とカウンセリング女性センター、パレスチナ人権センター、カイロ人権学研究所、ハビタット国際連合、カイロ人権学研究所と Al Mazan 人権センターとの共同声明、Al-Haq、人に仕える法律、国際人権サービス、国際人権同盟連盟、暴力被害者擁護団体、水環境保健世界機関、アメリカ法律家協会、平和開発人権のための Maat 協会、次世紀財団、ユダヤ人弁護士法律家国際協会、国際人権会議、ユダヤ人団体調整理事会

10月4日(月)午前 第33回会議

議事項目 8: ウィーン宣言と行動計画のフォローアップと実施

一般討論

イスラエル(諸国グループを代表)、ウクライナ、スロヴェニア(欧州連合を代表)、エジプト(アラブ諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、エストニア(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、カメルーン(アフリカ諸国を代表)、オーストリア(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、アルメニア(諸国グループを代表)、英国(諸国グループを代表)、ヴェネズエラ、インドネシア、キューバ、ロシア連邦、インド、ネパール、パキスタン、イスラエル、イラク、南アフリカ、アルバニア、ベラルーシ、米国、シリア・アラブ共和国、ジョージア、アフガニスタン、国連ウィメン、アルジェリア、アゼルバイジャン、チュニジア、イラン、国際家族計画連盟、スウェーデン性教育協会とアムネスティ・インターナショナルとの共同声明、女性家族計画連盟、Rutgers、生殖に関する権利センターInc.、国際女性の権利行動監視機構アジア太平洋、国際レズビアン・ゲイ協会、人口開発アクション・カナダ、Mouvement Interntional d'Apostolate des Millieux Sociaux Independent s、Edmund Rice 世界ユダヤ人会議、女性の開発への権利協会、国際ヒューマニスト倫理連合、HazteOir 団体協会、Mouvement contre le racisme et pour l'amitie entre les peuples、Reseau Unite pour le Xdeveloppement de Mauritanie、中国人権開発財団、NGO 調査機関、Ingenieurs du Monde と国連監視機構との共同声明、国際人権サービス、水・環境・保健世界機関、Association d'Entraide Medicale Guinee、Organiation internationale pour les pays les moins avnces、欧州法律司法センター、貧困緩和開発団体、Solidarite Suisse-

Guinee、シーク人権グループ、希望の母カメルーン・イニシャティヴ・グループ、Organisation pour la Communication en Afrique et de Pomotion de la Cooperation Economique Intermnationale--OCAPROCE Internationale、アフリカ先住民族調整委員会、Association pour l'integration et le Developpement Durable au Burundi、Centre Zagros pour les Droits de l'Homme、世界バルア団体、解放、団体調査教育センター、Coselho Indigenista Missionario と Institute de Desenvolvimento e Direitos Humanos との共同声明、Justica Global、Ordem dos Advogados do Brasil Conxelho Federal、Terra de Direitos、統合青年エンパワーメント---共通イニシャティヴ・グループ、Association pour la defense des droits de l'homme et des revendications democratiques/culturelles du peuple Azerbaidjanais-Iran、地域社会人権アドヴォカシー・センター、Maloca Internationale、世界ムスリム会議

答弁権行使: エチオピア

議事項目 9: 人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容: 「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

アフリカ系の人々に関する専門家作業部会との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Dominique Day アフリカ系の人々に関する専門家作業部会議長

意見交換対話: 欧州連合、ペルー(諸国グループを代表)、カメルーン(アフリカ諸国を代表)、エクアドル、セネガル、インドネシア、南アフリカ、ヴェネズエラ、ケニア、キューバ、ロシア連邦、米国、ペルー、ブラジル、中国、パキスタン、パナマ

10月4日(月)午後 第34回会議

議事項目 9(継続)

アフリカ系の人々に関する専門家作業部会との意見交換対話(継続)

意見交換対話: マラウイ、モーリタニア、チュニジア、エジプト、チャド、モーリタニア、協議のための友好国世界委員会、アメリカ市民自由連合、マイノリティ権利グループ、人権アドヴォキッツ、Meezaan 人権センター、国際人種差別撤廃団体、原状復帰と本国送還のためのアメリカのアフリカ人 Inc.

まとめ: Dominique Day

現代の形態の人種主義、人種差別、排外主義、関連する不寛容に関する特別報告者との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Tendayi Achiume 現代の形態の人種主義、人種差別、排外主義、関連する不寛容に関する特別報告者

意見交換対話: 欧州連合、パレスチナ国、イスラエル、オーストラリア、エクアドル、国連子ども基金、セネガル、アルメニア、バングラデシュ、ルクセンブルグ、イラク、インドネシア、南

アフリカ、ヴェネズエラ、ケニア、キューバ、パラグアイ、ロシア連邦、ベラルーシ、モロッコ、米国、インド、ブラジル、ナミビア、中国、ポルトガル、パキスタン、英国、アゼルバイジャン、ボツワナ、パナマ、国連難民高等弁務官事務所、ベルギー、レソト、エジプト、モーリタニア、朝鮮民主人民共和国、チャド、国際人種差別反対運動、世界ユダヤ人会議、アメリカ市民自由連合、国際人種差別撤廃団体、人権アドヴォケイツ、中国人権学協会、Meezaan 人権センター、国際 NGO 調査機関、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit--- COC オランダ、国際ロシア同国人会議

まとめ: Tendayi Achiume

人種主義、人種差別、排外主義、関連する不寛容、「ダーバン宣言と行動計画」のフェローアップと実施に関する一般討論

オーストリア(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、カメルーン(アフリカ諸国を代表)、スロヴェニア(欧州連合を代表)、エジプト(アラブ諸国を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、アイスランド(北バルチック諸国を代表)、ブラジル(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、アルメニア、ドイツ、ヴェネズエラ、バングラデシュ、インドネシア、バーレーン、キューバ、ロシア連邦、ネパール、中国、パキスタン、スーダン、マラウイ、インド、フィリピン、ジブティ、エジプト、コスタリカ、イラク

10月5日(火)午前、第35回会議

議事項目9(継続)

人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容、「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施に関する一般討論(継続)

欧州連合、イスラエル、南アフリカ、朝鮮民主人民共和国、ベラルーシ、米国、サウディアラビア、シリア・アラブ共和国、国連人口基金、ジョージア、アフガニスタン、アルジェリア、アゼルバイジャン、ナイジェリア、ヴェトナム、マレーシア、テュニジア、イラン、セントヴィンセント・グレナディーン、コモロ、コロンビア、トルコ、ユダヤ人学生欧州連合、国際国連青年学生運動、NGO 調査機関、気容疑のための友好国世界委員会、中国人権開発財団、ユダヤ人団体調整理事会、バハイ国際共同体、希望の母仮面教頭イニシャティヴ・グループ、アメリカ市民自由連合、世界ユダヤ人会議、公正取引と人権支持国際会議、国際人権サーヴィス、Al-Haq と人に仕える法律との共同声明、イラク開発団体、米州マイノリティ国際人権協会、Alsalam 財団、バーレーンの民主主義の人権のためのアメリカ人 Inc.、Synergie Feminine Pour La Paix Et Le Developpement Durable、HazteOir 団体協会、Institut International pour les Droits et le Developpement Xero Pauvre Afrique、国際ヒューマニスト倫理連合、暴力被害者擁護団体、水・環境・保健世界機関、アフリカ文化インターナショナル、LDCs 国際団体、Prahar、Centre Zagrtos pour les Droits de l'homme、Rencontre Africaine pour la defenze des droits de l'homme、Tumuku 開発文化連合、ジ

エンダー正義女性のエンパワーメント・センター、アフリカ先住民族調整委員会、統合青年エンパワーメント---共通イニシアティブ・グループ、Association pour l'integration et le Developpement Durable au Burtundi、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、国際仏教徒救援団体、世界バルア団体、団体調査教育センター、国際ユダヤ人弁護士法律家協会、人権と入国 Ma'onah 協会、解放、地域社会人権アドヴォカシー・センター、アフリカの開発と進歩センター、Association Cultureille des famouls en France、原状復帰と本国送還のためのアメリカにいるアフリカ人 Inc.、Association pour la defense des droits de l'homme et des revendications democratiques/culturelles du peuple Azaerbaidjanais-Iran

答弁権行使: アルメニア、日本、アゼルバイジャン、朝鮮民主事本民共和国

議事項目 10: 技術援助と能力開発

ウクライナの人権状況に関する人権高等弁務官の口頭によるプレゼンテーションに関する意見交換対話

口頭によるプレゼンテーション: Nada AlNashif 国連人権服高等弁務官

当該国ステートメント: ウクライナは後刻発言すると述べた。

意見交換対話: 欧州連合、アイスランド、リヒテンシュタイン、ドイツ、フィンランド、フランス、リトアニア、スイス、コスタリカ、国連子ども基金、ノルウェー、アルバニア、オランダ、ヴェネズエラ

10月5日(火)午後 第36回会議

議事項目 10(継続)

ウクライナの人権状況に関する人権高等弁務官の口頭によるプレゼンテーションに関する意見交換対話(継続)

当該国ステートメント: ウクライナ

意見交換対話: ロシア連邦、ベラルーシ、米国、トルコ、チェコ共和国、クロアチア、デンマーク、エストニア、ポーランド、ハンガリー、ジョージア、ラトヴィア、スロヴァキア、国連ウィメン、英国、モルドヴァ共和国、ブルガリア、ルーマニア、北マケドニア、アイルランド、オーストラリア、欧州連合、モンテネグロ、アゼルバイジャン、国際和解フェロシップ、人権ハウス財団、マイノリティ権利グループ、ノアドヴォキッツ、国際法律家委員会、Ingenieurs du Monde と国連監視機構との共同声明、国連監視機構、国際ロシア同国人会議、ウクライナ女性女性団体世界連盟

まとめ: Nada Al-Nashif

コンゴ民主共和国の人権状況とカサイの状況に関する国際専門家チームの最終報告書に関する意見交換対話

開会ステートメント:

1. Nada Al-Nashif 国連人権副高等弁務官
2. Bacre Waly Ndiaye カサイの状況に関する国際専門家チーム議長
3. Albert Fabrice Puela コンゴ民主共和国人権大臣
4. Denis Mukwege Panzi 財団理事

意見交換対話: 欧州連合、スウェーデン(北欧・バルチック諸国を代表)、カメルーン(アフリカ諸国を代表)、フランス、セネガル、トーゴ、エジプト、スイス、アンゴラ、オランダ、ヴェネズエラ、ホーリーシー、ロシア連邦、米国、ベルギー、中国、英国、ボツワナ、アイルランド、マラウイ、ワールド・ヴィジョン・インターナショナル、フランシスカン・インターナショナルと正義と平和のためのドミニカンズ説教師団との共同声明、国際人権サーヴィス、アムネスティ・インターナショナル、人権アドヴォキッツ、CIVICUS---世界市民参画同盟、Elizka 救援財団、告訴齋人種差別撤廃団体

まとめ: Nada Al-Nashif, Bacre Waly Ndiaye, Marie-Therese Keita-Bocoum カサイの状況に関する国際専門家チーム委員, Albert Fabrice Puela

10月6日(水)午前 第37回会議

議事項目 10(継続)

南スーダンの技術援助と能力開発に関する高等弁務官による口頭の最新情報に関する意見交換対話

開会ステートメント:

1. Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官
2. Nicholas Haysdam 南スーダンのための事務総長特使・国連南スーダン・ミッション長
3. Ruben Madol Arol Kachuol 南スーダン司法・憲法問題大臣

意見交換対話: 欧州連合、カメルーン(アフリカ諸国を代表)、トーゴ、セネガル、エジプト、ヴェネズエラ、ロシア連邦、中国、英国、国連子ども基金、モーリタニア、スーダン、スリランカ、Elizka 救援財団、Meezan 人権センター、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、アムネスティ・インターナショナル、国際人権詐欺取差別撤廃団体、人権監視機構、Ingenieurs de Monde

まとめ: Michelle Bachelet, Nicholas Haysom,

カンボディアの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Vitit Munarbhorn カンボディアの人権状況に関する特別報告者
当該国ステートメント: カンボディア

意見交換対話: ブルネイ・ダルサーラム、欧州連合、アイスランド、オーストラリア、日本、フランス、スイス、ヴェネズエラ、朝鮮民主主義人民共和国、ヴェトナム、ロシア連邦、ペラルーシ、米国、ベルギー、中国、フィリピン、英国、ラオ人民民主主義共和国、スリランカ、レバノン、キューバ、インド、ブルネイ・ダルサーラム、カメルーン、トルコ、インドネシア、エジプト、タイ、キルギスタン、アゼルバイジャン、クウェート、リベラル・インターナショナル、国際人権同盟連盟、弁護士の人権監視機構カナダ、人権監視機構、第 19 条---国際検閲禁止センター、アジア人権開発フォーラム、CIVICUS---世界市民参画同盟、ヒューマン・ライツ・ナウ、アムネスティ・インターナショナル、Indigenieurs du Monde と国連監視機構との共同声明

まとめ: カンボディア、Vitiv Muntarbhourn

スーダンに関する高等弁務官報告書に関する意見交換対話

開会ストートメント:

1. Nada Al-Nashif 国連人権副高等弁務官
2. Volker Perthes スーダンへの事務総長特使
3. Ilham Ibrahim Mohamed Ahmed スーダン外務省政務官補

10月6日(水)午後 第38回会議

議事項目 10(継続)

スーダンの人権に関する高等弁務官報告書に関する意見交換対話(継続)

意見交換対話: ノルウェー、エジプト、欧州連合、カメルーン(アフリカ諸国を代表)、カタール、ドイツ、セネガル、フランス、エジプト、イラク、韓国、オランダ、ヴェネズエラ、ロシア連邦、米国、中国、サウジアラビア、アルジェリア、英国、アイルランド、スペイン、ボツワナ、ベルギー、アラブ首長国連邦、南スーダン、ヨルダン、スリランカ、モーリタニア、チャド、チュニジア、全世界キリスト教徒連帯、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、世界福音同盟、国際人権同盟連盟、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、人権監視機構、国際 DCs 団体、国際人権サービス、Elizka 救援財団

まとめ: Nada Al-Nashif, Volker Perthes の同僚、Ali Ibn Talib Abdelrahman Mahmoud ジュネーブ国連事務所スーダン代表部大使

ソマリアの人権状況に関する独立専門家との意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Isha Dyfan ソマリアの人権状況に関する独立専門家

当該国ステートメント: ソマリア

意見交換対話: 欧州連合、デンマーク、カタール、エジプト、国連子ども基金、フランス、オランダ、ヴェネズエラ、ロシア連邦、米国、中国、サウジアラビア、イタリア、イエーメン、英国、英国、アイルランド、ボツワナ、モーリタニア、スーダン、スリランカ、国際ジャーナリスト連盟、マイノリティ権利グループ、Elizka 救援財団、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト

エクト、Institut Inyernational pour les Droits et le Developpement、アムネスティ・インターナショナル、国連監視機構

まとめ: Isha Dyfan

中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Yao Agbetse 中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家
当該国ステートメント: 中央アフリカ共和国

意見交換対話: ノルウェー、欧州連合、国連子ども基金、セネガル、トーゴ、エジプト、アンゴラ、ヴェネズエラ、ロシア連邦、モロッコ、米国、ベルギー、中国

10月7日(木)午前 第39回会議

議事項目 10(継続)

中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家との意見交換対話(継続)

意見交換対話: ポルトガル、国連ウイメン、英国、アイスランド、モーリタニア、スーダン、スリランカ、カメルーン、フランス、世界福音同盟とカリタス・インターナショナル(国際カトリック慈善連合)との共同声明、全世界キリスト教徒連帯、子ども擁護インターナショナル、人権擁護アフリカ会議、Elizka 救援団体

まとめ: Yao Agbetse

リビアの独立国際事実確認ミッション報告書に関する意見交換対話

報告書プレゼンテーション: Mohamed AuaJjar リビア独立国際事実確認ミッション議長
当該国ステートメント: リビア

意見交換対話: 欧州連合、デンマーク、カメルーン、エジプト、カタール、リヒテンシュタイン、ギリシャ、ドイツ、国連子ども基金、スイス、イラク、オランダ、バーレーン、ヴェネズエラ、マルタ、ロシア連邦、モロッコ、米国、トルコ、ベルギー、中国、キプロス、チェコ共和国、イタリア、国連ウイメン、アルジェリア、イエーメン、英国、スペイン、マリ、ヨルダン、アイルランド、モーリタニア、チュニジア、スーダン、フランス、チャド、オーストリア、権利開発ジュネーブ国際機関、アムネスティ・インターナショナル、Elizka 救援財団、カイロ人権学研究所、人権監視機構、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme,国際法律家委員会、世界拷問禁止団体、平和開発人権 Maat 協会、国際人権会議

まとめ Tracy Robinson リビア独立国際事実確認ミッション委員, Chaloka Beyani リビア独立国際事実確認ミッション委員

10月7日(木)昼 第40回会議

議事項目10(継続)

人権高等弁務官のプレゼンテーション

プレゼンテーション: Michelle Bachelet

当該国ステートメント: コロンビア、ジョージア、フィリピン、イエーメン

技術援助と能力開発に関する一般討論

スロヴェニア(欧州連合を代表)、エジプト(アラブ諸国を代表)、ブルネイ・ダルサーラム(東南アジア諸国連合を代表)、フィンランド(北欧・バルチック諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力機構を代表)、バーレーン(湾岸協力会議を代表)、カメルーン(アフリカ・グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ガンビア(諸国グループを代表)、マリ(諸国グループを代表)、カーボヴェルデ(諸国グループを代表)、英国(諸国グループを代表)、ザンビア(諸国グループを代表)、パキスタン(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、ドイツ、フランス、ヴェネズエラ、インドネシア、バーレーン、キューバ、ロシア連邦、インド、ネパール、中国、パキスタン、スーダン、ウクライナ、英国、ブルガリア、モリタニア、リビア、エリトリア、エジプト、シエラレオネ、フィンランド、クウェート、リトアニア、スイス、イラク、コスタリカ、南アフリカ、モロッコ、米国、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、アフガニスタン、アルジェリア、アゼルバイジャン、モルドヴァ共和国、カンボディア、東ティモール、レソト、スリランカ、南スーダン、スリナム、ヴェトナム、国連ウイメン、ウディアラビア、チュニジア、ニュージーランド、アラブ首長国連邦、ブルネイ・ダルサーラム、ベナン、レバノン、イラン、エチオピア、トルコ、ラオ人民民主主義共和国、マレーシア、タイ、スウェーデン、フィリピン人権委員会、国際麻薬政策委員会、任意によらない失踪被害者の家族、国際民主弁護士協会、フランシスカン・インターナショナル、国際LDCs団体、国際法律家委員会、人権開発ASEANフォーラム、Zero Pauvre Afrique、全世界キリスト教徒連帯、アムネスティ・インターナショナル、国際害悪削減協会、カナダ行動権利監視機構、Solidarite Suisse-Guinee、次世紀財団、フランスのタミール学生、人間の移動行動、アフリカ開発進歩センター

10月7日(木)午後 第41回会議

議事項目1: 組織と手続きの問題

議長声明の採択

1. 諮問委員会報告書に関する議長声明(A/HRC/48/L.28)

コンセンサスで議長声明を採択

決議の採択

1. アフガニスタンの人権状況(A/HRC48/L.24/Rev.1)

提案国: アフガニスタン、アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ベラルーシ、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モロッコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、英国、米国

賛成 28 票、反対 5 票、棄権 14 票で決議を採択

票決結果: 賛成 28 票: アルゼンチン、オーストリア、アルメニア、バハマ、ブラジル、ブルガリア、コートジボワール、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、フランス、ドイツ、インド、イタリア、**日本**、マラウイ、マーシャル諸島、メキシコ、ナミビア、オランダ、フィリピン、ポーランド、韓国、スーダン、トーゴ、ウクライナ、英国、ウルグアイ

反対 5 票: 中国、エリトリア、パキスタン、ロシア連邦、ヴェネズエラ

棄権 14 票: バーレーン、バングラデシュ、ボリヴィア、ブルキナファソ、カメルーン、キューバ、ガボン、インドネシア、リビア、モーリタニア、ネパール、セネガル、ソマリア、ウズベキスタン

2. 政治問題・公的問題への平等な参画 A/HRC/48/L.4/Rev.1)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブルガリア、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、ウクライナ、米国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

3. 高齢者の人権(A/HRC/48/L.5/Rev.1)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、チリ、コロンビア、クロアチア、キプロス、ドミニカ共和国、エクアドル、フィジー、ジョージア、ギリシャ、イスラエル、イタリア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モンテネグロ、ナミビア、ネパール、北マケドニア、ペルー、ポルトガル、セルビア、スロヴェニア、ソマリア、スペイン、テュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

4. デジタル時代のプライバシーへの権利(A/HRC/48/L.9/Rev.1)

提案国: 不明

コンセンサスで決議を採択

5. 人権を侵害し、民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用(A/HRC/48/L.12)

提案国: ベラルーシ、チリ、キューバ、エジプト、ナミビア、ニカラグア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

賛成 29 票、反対 4 票、棄権 4 票で決議を採択

票決結果: 賛成 29 票: アルゼンチン、アルメニア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ボリヴィア、ブルキナファソ、カメルーン、中国、コーディヴォワール、キューバ、エリトリア、フィジー、ガボン、インド、インドネシア、リビア、マラウィ、モーリタニア、ナミビア、ネパール、パキスタン、フィリピン、ロシア連邦、セネガル、スーダン、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

反対 4 票: オーストリア、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、日本、マーシャル諸島、オランダ、ポーランド、韓国、ウクライナ、英国

棄権 4 票: ブラジル、メキシコ、ソマリア、トーゴ

10月8日(金)午前 第42回会議

決議の採択(継続)

6. COVID-19 の流行を含め、危機時の子ども結婚、早期・強制結婚(A/HRC/48/L.7/Rev.1)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、テュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ、パレスチナ国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」、「世界人権宣言」、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「市民的・政治的権利国際規約」及び「子どもの権利に関する条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」、「国連組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女

性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」及び「奴隷制度、奴隷取引、奴隷制度に類似した制度と慣行の廃止に関する補足条約」を含めたその他の関連人権条約に導かれ、

2013年9月27日の決議24/23、2015年7月2日の決議29/8、2017年6月22日の決議35/16及び2019年7月11日の決議41/8を再確認し、2021年7月12日の決議47/5を想起し、2014年12月18日の総会決議69/156、2016年12月19日の総会決議71/75、2018年12月17日の総会決議73/153及び2020年12月の総会決議75/167も想起し、

「ウィーン宣言と行動計画」並びに「国際人口開発会議行動計画」と「北京宣言と行動計画」、これら見直し会議の成果文書及びユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジに関する総会高官会議の政治宣言も再確認し、

「持続可能な開発2030アジェンダ」と「2030アジェンダ」の不可欠の部分である「第3回資金調達国際会議のアディスアベバ行動アジェンダ」の採択を想起し、「2030アジェンダ」の統合された不可分の性質と「持続可能な開発目標」のターゲット5.3を含め、子ども結婚、早期・強制結婚の防止、対応、撤廃に関連する様々な目標、ターゲット、指標に留意し、

女性の地位委員会の関連合意結論も想起し、流行病が特に女性と女兒に与える破壊的インパクトを緩和することを目的としてコロナウィルス(COVID-19)流行の状況で出された女子差別撤廃委員会のガイダンス・メモに留意し、

人道の場での子ども結婚、早期・強制結婚に関する国連人権高等弁務官事務所の報告書と子ども結婚、早期・強制結婚に関する事務総長の報告書を歓迎し、

普通広い領域にわたって地域社会またはその他の人々の大集団の保健、安心、安全保障及び福利に対して重大な脅威を表す危機的状況とその根本原因、特に武力紛争、自然災害、政治的不安定、紛争後の状況、複雑な緊急事態、社会経済的争い及び流行病に対処するために、緊急の行動と長期的対応が必要とされることを認め、

子ども結婚、早期・強制結婚の発生と危険は、不安定、ジェンダー不平等、性暴力とジェンダーに基づく暴力の危険の高まり、法の支配と国の権威の崩壊、結婚を通して保護を提供するとの誤解、国際法の下で禁止されている戦略としてのレイプ、子ども結婚、早期強制結婚、その他の形態の性暴力の利用、婚姻外妊娠の汚名、家族計画サービスと避妊法の不在、暴力を防止し、対応する尊重される社会サービスの不在、社会的ネットワークと日常の崩壊、貧困の増加と生計機会の不在を含めた様々な要因によって非常に悪化し、危機が、新たな権利侵害と虐待がしばしば行われ、既存の人権侵害と虐待がしばしば強まり拡大する条件を生じさせることに懸念と共に留意し、

地域にわたって進歩が不均衡であり、COVID-19流行の結果が2030年までに避けることができたかも知れない子ども結婚、早期・強制結婚の事例が1,000万件から1,300万件に増えるという結果となると予想されており、従って現在の変化の速度は、「持続可能な開発目標」のターゲット5.3の下での公約を果たし、2030年までに子ども結婚、早期・強制結婚を撤廃するには十分ではないことに深い懸念を表明しつつ、この10年で18歳になる前に結婚する女兒の割合が、4人に1人

から約5人に1人に減少したことを含め、子ども結婚、早期・強制結婚をなくす際に遂げられた進歩に留意し、この点で、国家間のより密接な協力の必要性を認め、

COVID-19の危機が女性と女兒、特に障害を持つ女性と女兒及び特に歴史的・構造的不平等、人種主義、汚名、排外主義、社会経済的不平等を含め、脆弱な状況にあるその他の者が直面している以前から存在している不平等と組織的なジェンダーに基づく差別をさらなる悪化させ、子ども結婚、早期・強制結婚を含め、性とジェンダーに基づく暴力と有害な慣行の発生を増やしてきたことを深く懸念し、

物理的な学校の閉鎖と移動の自由への権利制限を含め、COVID-19流行の継続中のインパクトと関連する抑制措置が、流行病中とその後に広範な経済的・社会的・人的結果となり、性とジェンダーに基づく暴力と望まない早期妊娠に関連する危険を高める可能性があり、これが増加する子ども結婚、早期・強制結婚、並びに人身取引及びその他の型の搾取、社会的孤立、産科フィステラ、女性性器切除、危険な中絶、予防できる妊産婦死亡と罹病の原因ともなり結果ともなるかも知れず、経済的困難並びに女性と女兒が担う不相応な割合の無償のケアと家事労働及び彼女たちが学校に戻らない関連する危険と保健ケア・サービスにアクセスする際の困難が、すべての女性と女兒の人権の成就と将来の経済機会を妨げ、これら危険が人道状況で、脆弱な状況にある女性と女兒にとってさらに悪化することを深い懸念と共に留意し、

すべての女兒への攻撃と誘拐を強く非難し、教育機関、その学生と職員へのテロ攻撃を含めたすべての攻撃を嘆かわしく思い、攻撃から彼らを保護するよう国々に要請し、

子ども結婚、早期・強制結婚の防止と撤廃のためを含めた女性と女兒の人権の推進のための資金提供が、危機の状況中にも削減されるものの中にあり、子ども結婚、早期・強制結婚と性と生殖に関する健康ニーズが、危機の状況では大部分対処されないままであり、COVID-19抑制措置が、しばしば市民社会及びその他のステイクホルダーによる特に地方レベルでの子ども結婚、早期・強制結婚をなくす努力を遅らせ、破壊していることを深く懸念し、

場合によっては、子ども結婚、早期・強制結婚の慣行には、正規化されず、登録もされず、宗教・国家の権威によって認められていない慣習・非正規の結合・同棲またはその他の取り決めが含まれるかも知れず、そのような取り決めは、政策と子ども結婚、早期・強制結婚に関する教育プログラムを含めたプログラムの中で対処されるべきであり、こういった取り決めに関する情報と分類データの収集が悪影響を受ける者のための対応を開発する手助けとなることを認め、

子ども結婚、早期・強制結婚は、個人が、あらゆる形態の差別と暴力を受けずに暮らすことを妨げる人権侵害、有害な慣行となり、人権の享受に対する広範で否定的な結果となり、女性と女兒に対するその他の形態の暴力、その他の有害な慣行及び人権侵害につながっており、これを永続化し、そのような侵害が女性と女兒に不相応な否定的インパクトを与えることも認め、女性と女兒の人権と基本的自由を尊重し、保護し、成就し、子ども結婚、早期・強制結婚の慣行を防止し、撤廃する国家の人権責務と公約を強調し、

女性と女兒に対する構造的・制度的差別のインパクト、深く根差した重なり合うジェンダー不平等、家父長的伝統、差別的規範、ジェンダー固定観念、その他の形態の性とジェンダーに基づく暴力のみならず、子ども結婚、早期・強制結婚の主要な原因の中にある女性の尊厳、身体的完結性、自治に対する認識。慣習、軽視を深く懸念し、

子ども結婚、早期・強制結婚の根強さが、その他の有害な慣行のように、ドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力、婚姻内レイプ及びその他の形態の性的・身体的・心理的暴力を含め、その生涯を通して、重複し重なり合う形態の差別と暴力にさらされ、遭遇するより大きな危険に女性と女兒をさらし、社会における女兒と思春期の女子の比較的低い地位を強化することも深く懸念し、

人権には、自由に配偶者を選ぶ権利、自由で完全な同意があって初めて結婚する権利、強制や差別や暴力なく性と生殖に関する健康を含め、セクシュアリティに関連する問題に関して、管理し、自由に責任をもって決定する権利が含まれることを再確認し、尊厳と完結性と身体的自治に対する完全な尊重を含め、セクシュアリティに関連する問題に関して自由に責任を持って決定する権利が含まれることを再確認し、尊厳、完結性、身体的自治の完全な尊重を含め、性関係と生殖の問題における平等な関係には、相互の尊重と同意と結婚するかどうか、性関係を持つかどうかを決定する自由が必要であることを認め、

貧困、不安定、持続可能な開発の欠如、教育と保健サービスへのアクセスの欠如、思春期の妊娠も子ども結婚、早期・強制結婚の牽引力であり、これが依然として農山漁村地域、人道の場、最も貧しい地域社会の間で依然として共通のことであり、武力紛争と人道緊急事態とその他の危機が、悪化させる要因の中にあることを深く懸念し、持続可能な開発を推進し、貧困を根絶する必要性を強調し、

子ども結婚、早期・強制結婚は、正規の教育をほとんどまたは全く受けていない女兒と若い女性に不相応に悪影響を及ぼし、それ自体が女兒と若い女性、特に結婚、妊娠、出産。育児責任、月経に関連する汚名、既婚の女性と女兒を家庭に閉じ込めておく社会的なジェンダー規範のために学校から落ちこぼれざる得ない女兒にとって教育機会に対するかなりの障害であることも深く懸念し、教育へのアクセスのみならず教育機会を保障し、同意を説明し、境界を尊重することが、子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメント、女性の正規の雇用と経済機会と経済的・社会的・文化的開発、ガバナンス、意思決定への女性と女兒の積極的参画を達成する最も効果的方法の中にあることを認め、

子ども結婚、早期・強制結婚は、女性と女兒の経済的エンパワーメントとその社会的・経済的開発とその経済的・社会的・政治的・公的生活への完全で効果的で意味ある参画の達成に対する主要な障害であり、それによって女性が労働市場に参入し、昇格し、そこにとどまる能力を妨げていることを認め、女性の経済的自立と女性と女兒の開発への投資が優先事項であり、増幅効果があり、強制的で、虐待的な関係を離れる選択肢を拡大できる。

子ども結婚、早期・強制結婚は、これに限られるわけではないが、性と生殖に関する健康を含め、女性と女兒による到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への権利の完全実現に対する重大な脅威となり、ドメスティック・ヴァイオレンスと性暴力とジェンダーに基づく暴力を含め、あらゆる形態の暴力に対する脆弱性を高めるのみならず、早期の頻繁な望まない妊娠、妊産婦・新生児の死亡と罹病、産科フィステュラと HIV/エイズを含めた性感染症の危険をかなり高めることも認め、

これに限られるわけではないが、性と生殖に関する健康を含めた到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利及び保健ケア・サービスが、あらゆる形態の差別に対処することを含め、非差別と正規の実体的平等に基づいて、保健ケア・サービスに利用可能性、アクセス可能性、受容性及び質の相互に関連する基本的要素があることを保障することが極めて重要であることをさらに認め、安全な飲用水と適切な下水道、安全な食糧、栄養、住居の適切な供給、健全な職業と環境の条件、包括的な健康関連の教育と情報へのアクセスのような健康の底辺にある決定要因を認め、

子ども結婚、早期・強制結婚が気付かれることが少なく、報告も少なく、しばしば、特に地域社会レベルで、刑事責任免除と説明責任と司法へのアクセスの欠如と一致し、ジェンダーに偏見のある環境が、刑事責任免除を推進し、ジェンダー平等を保障し、女性と女兒に対する差別を禁止する法的・規範的枠組の実施を妨げていることに懸念を表明し、

子ども結婚、早期・強制結婚をさせられている女性と女兒は、特に地域社会レベルで、汚名、再被害の危険、ハラスメントと報復の可能性を含め、その司法と法的サービスへのアクセスに対して差別的な法的・实际的・構造的障害に直面するかも知れないことに留意し、この点で、人権を推進し、保護し、ジェンダー不平等に対処する目的で法的援助サービスを提供することの重要性を強調し、

家族、地域社会、宗教・伝統・地域社会指導者、男性と男児を含めた社会のすべての構成員は、子ども結婚、早期・強制結婚を含め、性暴力とジェンダーに基づく暴力を永続化する差別的な社会規範を変革し、ジェンダー不平等に立ち向かうことに貢献できることを認め、子ども結婚、早期・強制結婚をさせられた者を含め、すべての女性と女兒をエンパワーするには、意思決定へのその積極的で完全に効果的で意味ある参画と女性と女兒の団体、若者が主導し制度化した団体、フェミニスト・グループを通じた、自分自身の生活と地域社会の変革の担い手を必要としていることも認め、

子ども結婚、早期・強制結婚の犯罪化だけでは、保健・ジェンダー平等・教育のセクターにわたって、地域社会全体の関りを含め、補足的で、包括的で、多部門的な措置と支援プログラムがなく導入される時には不十分であり、悪影響を受けている家族の周縁化と生計の喪失を助長し、子ども結婚、早期・強制結婚または無届けの婚姻の慣行を増やすという思いがけない結果となるかもしれないことも認め、

1. 教育への権利と性と生殖に関する健康権を含め、子ども結婚、早期・強制結婚をさせられた者を含めたすべての女性と女兒の人権を尊重し、保護し、成就し、婚姻と離婚のすべての側面で平等を推進し、自尊心と情報を得た意思決定とコミュニケーション・スキルを築き、ジェンダー平等に基づいた尊重し合う関係、包摂と人権、スキル開発プログラム、職業訓練と生涯学習、カウンセリング、性暴力とジェンダーに基づく暴力及びドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力を含めたあらゆる形態の暴力から彼女たちを保護するための社会サービス、心理サービスと性と生殖に関する健康サービス及び医療ケアを推進する、同意と限界の尊重、何が受容できない行為となるか、それをどのように通報するかを説明する教育のみならず、質の高い教育へのすべての女性と女兒の平等なアクセスを保証し、その社会的孤立を減らし、育児サービスを確立または強化し、差別的な社会規範を変えるために地域社会と協力することを含め、その経済的・政治的参画を高めるよう国々に要請する。

2. 女性と女兒と相談し、その完全で平等で包摂的で効果的で意味ある参画と、男性と男児、両親とその他の家族、教員、宗教・伝統・地域社会指導者、マイノリティ・グループ、女兒が主導する市民社会団体、女性団体、青年・フェミニスト・グループ、人権擁護者、議員、国内人権機関、子どもオンブズパーソン、人道・開発行為者、メディア及び民間セクターと相談して、COVID-19の流行を含めた危機の状況で、子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、対応する際に、その他の有害な慣行との関連性を考慮に入れる、包括的で、権利に基づき、年齢とジェンダーに対応した、サヴァイヴァーと被害者を中心とした、多部門的取り組みを取り、すべての女性と女兒、特に脆弱な状況にある者、人道状況で、重複し、重なり合う形態の差別と暴力、汚名、排除と不平等を経験している者の特別なニーズに特別な注意を払うよう各国に要請する。

3. 危機時を含め、子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、撤廃する包括的で、多部門的で、権利に基づく措置を取り、以下を含め、構造的で、底辺にある原因と危険要因に対処するよう国々に要請する：

(a)女性と女兒に対する構造的で、制度的で、重複し、重なり合う形態の差別、家父長的価値、差別的規範、ジェンダー固定観念、認識と習慣と有害な社会的規範、態度及び行動、暴力と不平等な力関係の社会経済的牽引力を含め、子ども結婚、早期・強制結婚を永続化するジェンダー不平等の根本原因に対処すること。

(b)婚姻に関連するあらゆる事柄において、女性と女兒に対する差別を撤廃し、女性と女兒の人権とその福利と尊厳の侵害となるあらゆる形態の婚姻に反対することにより、法律と慣行と家庭生活における女性と女兒の平等を保証すること。

(c)性と生殖に関する健康を含め、セクシュアリティに関連する事柄について、強制や差別や暴力なく、女性と女兒の身体的完結性、自治、働きに関連する問題を管理し、自由に責任を持って決定するすべての女性と女兒の人権を尊重し、保護し、成就し、生殖に関する権利を含め、すべての人権と基本的自由の享受を保護し可能にする法律、政策、プログラムの実施を採択し、促進すること。

(d)性暴力とジェンダーに基づく暴力、ドメスティック・ヴァイオレンスと親密なパートナーからの暴力及び婚姻内レイプを含め、あらゆる形態の暴力を防止し、撤廃するために即座の効果的行動を取ることを。

(e)障害を持つ女性と女児のすべての人権と基本的自由を支持し、障害が子ども結婚、早期・強制結婚を増やすこともあり、子ども結婚・早期・強制結婚を防止し、撤廃するために立案されるサービスとプログラムが、障害を持つ女性と女児を包摂し、アクセスできるものであることを保障することの重要性を認めること。

4. 以下により、危機時を含め、教育への平等なアクセスへのすべての女性と女児の権利を推進し保護補するよう国々に要請する:

(a)子ども結婚、早期・強制結婚をなくすことに貢献するために、若い人々、両親、法的後見人、ケア提供者、教育者、保健ケア提供者との完全なパートナーシップで、自尊心と情報を得た意思決定とコミュニケーションと危険削減技術を築き、尊敬しあう関係を発達させることができるように、発達する能力に従って、学校の内外にいる思春期の女子と男子、若い女性と男性に性と生殖に関する情報、ジェンダー平等と女性のエンパワメント、人権、身体的・心理的・思春期の発達、男女間の力関係についての情報を提供する文化的状況に関連する科学的に正確で、年齢にふさわしい、包括的な教育を含め、教育、正規の教育を受けたことがなく、特に結婚、妊娠、出産のために早期に学校を辞めまたは辞めざるを得なかった者のための補習・識字教育を含めた無料の質の高い初等・中等教育、子ども結婚、早期・強制結婚をさせられた若い女性と女児が、自分の生活、雇用、経済的機会及び健康について情報を得た決定を下すようエンパワーする再入学プログラムと職業訓練と技術開発を含め、無料の質の高い初等・中等教育へのアクセスを保障すること。

(b)女児の平等な教育への平等なアクセスを保障し、初等教育から中等教育への移行を含め、教育の修了と継続へのアクセスを妨げる差別的な法律と慣行を撤廃し、この目的での奨励メカニズムを提供し、差別的慣行、社会的または文化的態度、または法的・経済的状況から来るものであろうとなかろうと、特に就学におけるジェンダー格差を撤廃し、教育制度、カリキュラム、教材におけるジェンダーに基づく偏見と固定観念を撤廃することを目的とするプログラムを適宜開発し、実施し、オンラインを含め、女児に対するあらゆる形態の学校関連の暴力を撤廃し、ICTへのアクセスと利用において、女児が直面する障害を撤廃する継続する努力を保障する措置を採択し、すべての女性と女児のエンパワメントのカギとして、平等と非差別を保障するために、教育への権利の重要性を再確認すること。

(c)技術・職業教育と訓練と財政識字を含めた生活技術教育へのアクセスを通して、生活技術を開発できる教育政策とプログラムを立案し、実施し、適宜改訂し、性と生殖に関する健康と家族計画を含めた保健ケア・サービスと育児・授乳施設と保育所を含めた社会サービスと支援、アクセスできる場所にあり、柔軟な時間割、e-学習を含め遠隔教育のある教育プログラムへのアクセスを提供することにより、既婚の妊娠している思春期の若い母親並びにシングル・マザーが、学校にとどまったり戻ったりできることを保障し、この点で、若い父親を含めた父親の重要な役割と責任を念頭に置くこと。

(d)遠隔学習と以前就学していたすべての子どもたちとすでに学校を辞めている者の再就学を含め、万人のための公正で包摂的な質の高い教育へのアクセスと継続を促進することにより、特に最も貧しく最も周縁化されている者の中にある人々、特に女兒のために、危機時の学校の閉鎖のインパクトを緩和し、女兒の教育の重要性に関して地域社会の意識を高め、子ども結婚、早期・強制結婚をさせられた者、妊娠している女兒と女性並びに若い親も、インターネットへのアクセスを可能にし、国家間及び国内のデジタル格差とジェンダー・デジタル格差を埋めることにより、他と同等に通学へのアクセスを継続することを保障するために活動すること。

(e)攻撃からの就学前児童、小中高生徒、大学生の保護を強化し続け、「武力紛争中の軍の使用から学校と大学を保護するためのガイドライン」の実施を考慮することより、軍に学校の使用を思いとどまらせる措置を取ることを含め、彼らがあらゆる形態の暴力を受けないようにし、人道状況と紛争の状況で、あらゆる程度の教育を含め、適切な時間枠内に、万人のために、安全で、非暴力的で、包摂的で、効果的で、機能的学習環境と質の高い教育を提供する努力を奨励すること。

5. 危機時を含め、民間セクター、地域社会、非営利団体及び市民社会団体を含め、関連ステイクホルダーとの協働で、子ども結婚、早期・強制結婚の牽引力、強制的または虐待的な関係を断つことに対する障害となる貧困、女性と女兒の経済機会の欠如及びその他の深く根差した経済的奨励策の欠如と取り組み、以下を含め、持続可能な開発を推進するよう国々に要請する：

(a)相続と財産、社会保護、育児サービス、直接的な金融サービスへの男性男児と同等のアクセスへのすべての女性と女兒の権利を保障し、移動の自由、完全で生産的な雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセス、並びにその完全で平等で意味ある政治参画と土地と生産措置を相続し、所有し、管理する権利を推進すること。

(b)ジェンダーに対応した社会保護メカニズムを保障し、COVID-19の流行を含め、危機時にさらに悪化する女性と女兒の不相応な無償のケア労働と家事労働の割合と貧困の女性化を認め、減らし、再配分する措置を採用し、これら不均衡の根にある、女性と女兒が男性と男児に従属するものとみられるジェンダー固定観念と有害な社会規範、態度、行動と不平等な力関係に対処すること。

(c)貧困の多面的側面に対処する家族向けの政策に投資することにより家庭の貧困と社会排除に対処し、教育、保健、雇用、社会的安全保障、生計及び社会統合に重点を置き、ジェンダーに配慮した社会保護措置、親のための子ども給付、高齢者のための年金給付に特別な注意を払い、子どもが家長を務める家庭で、女兒を含めた子どもを保護し、支援し、エンパワーすること。

6. 以下により、性と生殖に関する健康権を含め、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への権利を尊重し、保護し、成就するようにも国々に要請する：

(a)政策と法的枠組みを開発し、施行し、危機時の基本的サービスとしての家族計画、産前・産後のケア、熟練した出産介添え、誤診や暴力のない緊急産科ケアと産後のケア、妨げられない普遍的にアクセスできる、受容でき、料金が手ごろで、利用できる、質の高い、ジェンダーに対応した、思春期に優しい保健サービス、性と生殖に関する健康ケア・サービス、情報、教育と商品、HIVとエイズの予防、テスト、治療、ケア、精神衛生サーヴィと心理的援助、月経保健と衛生と栄養介入と産科フィステュラ及びその他の産科併発症の予防と治療とケアを含めた保健制度を強化し、保健情報と保健ケア・サービスに対する第三者の許可に関連する差別法を廃止すること。

(b)継続性を確保し、COVID-19の流行を含めた危機時に、性暴力とジェンダーに基づく暴力を含めたあらゆる形態の暴力を経験している女性と女兒、特に子ども結婚、早期・強制結婚の危険にさらされている女兒とこの有害な慣行の悪影響を受けた既婚の女兒と女性のための保護と支援サービスをさらに強化し、保護措置を設立し、意識を高め、警察、司法職員、第一義的対応者、保健ワーカー、教育と子どもサーヴ保護シェルター、ホットラインとヘルプ・デスク、保健・支援サービス、法的保護と支援を指定すること。

7. 子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、対応し、撤廃することを目的とし、身体的完結性と自治を尊重し、保護し、危機時を含め、危険にさらされている者を保護し、子ども結婚、早期・強制結婚をさせられた女性と女兒を支援する法律と政策を制定し、調和させ、支持し、婚姻は配偶者になろうとする者の情報を得た、自由で完全な同意があって初めて成立することを保障し、結婚と離婚のあらゆる側面で平等を推進するようさらに国々に要請する。

8. 子ども結婚、早期・強制結婚に対処する刑法を作成し、改正し、実施するためのすべてのイニシアティブが、包括的な権利に基づく、ジェンダーに対応した、政府全体にわたる防止・対応戦略の一部であり、子ども結婚、早期・強制結婚を含め、被害者、サヴァイヴァー、有害な慣行を受ける危険にさらされている者のための保護措置とサービスと対をなしていることを保障するよう、国々に要請する。

9. レイプ、性的虐待、性的搾取、誘拐、人身取引または現代の奴隷制度の加害者が、被害者と結婚することにより、訴追と懲罰を逃れる規定を含め、特にそのような法律を廃止または改正することにより、子ども結婚、早期・強制結婚を可能にし、正当化し、またはこれにつながるかもしれない規定を除去するよう国々に要請する。

10. 危機時を含め、女性と女兒の人権と子ども結婚、早期・強制結婚に重点を置いて、女兒を含め、若い人々が主導したり始めたりした団体を含め、地域社会を基盤とした団体のための公的資金提供を増額し、子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、対応するために女兒、家族、地方の地域社会との協力を継続するために、地方と国内レベルで活動している市民社会団体とその他の関連ステイクホルダーの能力に関する危機対応措置のインパクトを緩和するよう各国に勧める。

11. 子ども結婚、早期・強制結婚の悪影響を受けた女性と女兒のニーズが看過されず、危機対応において適切に対処され、危機対応措置が、子ども結婚、早期・強制結婚及びその他の有害な慣行または性暴力とジェンダーに基づく暴力を助長する要因を悪化させないことを保障するために、危機対応企画と提供において、女性と女兒の権利と子ども結婚、早期・強制結婚に重点を置いて、地域社会を基盤とした団体のみならず、女兒と若者が主導する団体を含め、市民社会団体と相談するようにも各国を奨励する。

12. 子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、撤廃し、婚姻と離婚を含め、関連法の下での権利について女性・女兒・男児に伝えることにより、この有害な慣行を受けた女性と女兒の権利を保護し、法的インフラを改善し、司法制度にジェンダー平等と人権の視点を主流化し、法的助言、援助、代表を含め、法的援助への平等なアクセス、並びに司法及びその他の法的救済策へのアクセスを保障し、法的な首尾一貫性のなさに対処し、法律執行担当官、司法職員及び女性と女兒と協力している専門家を訓練し、子ども結婚、早期・強制結婚の扱いの監督を確保し、これらメカニズムと救済策が、危機時にも依然としてアクセスでき、危機の悪影響を受けた時にはできるだけ速やかに再確立されることを保障するために

活動することを目的とする法律の効果的实施と施行のための司法と説明責任メカニズムと救済策へのアクセスを保障するよう各国に要請する。

13. ジェンダーに対応したやり方で刑事責任免除をなくし、女性と女兒に対する暴力とそのような暴力の被害者とサヴァイヴァーの再被害につながる権力の乱用を避けるために、子ども結婚、早期・強制結婚を含めた女性と女兒に対する暴力に関連する法律と規則に従わないまたは支持しないことに対して、地方自治体レベルを含めた教員、宗教指導者、伝統的権威、政治家、法律執行担当官のように、権威ある人々に責任を取らせるようにも各国に要請する。

14. 特に農山漁村・遠隔地域で暮らしている個人のために、登録へのアクセスを妨げるすべての物理的・行政的・手続き的・その他の障害を明らかにして除去することにより、慣習婚・宗教婚の登録のためのメカニズムを欠いているところでは、危機時にも出生・婚姻登録が依然としてアクセスでき、危機の影響を受けた時にはできるだけ早く再確立されることを規定し、これを保障するために活動することにより、時宜を得た出生・婚姻登録を保障するよう各国に要請する。

15. COVID-19 流行のような人道の場と公衆衛生緊急事態の状況を含め、女性に対する暴力と有害な慣行に関して、機密性、情報を得た同意、任意の自認の原則を守りつつ、適宜、性別・年齢別・障害別・市民の地位別・人種別・民族性別・移動の地位別・地理的位置別・社会経済的地位別・教育程度別・その他のカギとなる要因別の量的・質的・比較可能なデータの収集と利用を改善し、子ども結婚、早期・強制結婚の防止と撤廃に関連する証拠に基づく好事例の調査と普及を強化し、その効果と実施を高める手段として、既存の政策とプログラムの評価の監視と評価を強化する国々、関連国連団体と機関の必要性を再確認する。

16. 必要に応じ、補習と識字教育、生涯学習機会、遠隔学習機会及び育児を含め、情報、生活技術及びリーダーシップ技術訓練と機会を提供し、エンパワーし、自分を表現することを認め、影響を受けるあらゆる決定に意味ある参画をし、自分の地域社会の変革の担い手となることを認める、デジタル・スペースを含めた安全なスペース、フォーラム、支援ネットワークを通して、子ども結婚、早期・強制結婚の否定的インパクトを含め、その発言権、働き、リーダーシップを強化し、自分の権利についての意識を高めるために、影響を受けるあらゆる問題について、既婚の女兒を含めた子ども、思春期の若者、青年の意味ある参画と彼らとの積極的相談を推進し、女性と女兒とのパートナーシップで、情報と意識啓発キャンペーン、世代間対話と同輩教育と訓練プログラムにもっとかかわることを通して、自分の地域社会の変革のためにも行動するよう男性と男児を奨励するよう各国に要請する。

17. 強制結婚の概念についての理解を高めるために、すべての女性と女兒によるすべての人権の完全で効果的な享受に強制結婚が与える否定的インパクトに重点を置いて、二日間にわたる丸一日のワークショップを開催するよう人権高等弁務官事務所に要請することを決定し、第 52 回人権理事会にアクセスできる形式で、ワークショップに関する報告書を提出するよう高等弁務官事務所に要請する。

18. 強制結婚の危険にさらされている女性と女兒及びこれをさせられた者の参画と関わりを得て、上記ワークショップを開催し、ワークショップへの多様なステイクホルダーの参画を保障するために、関連国連機関、基金、計画、特別手続きマンデート保持者、国際・地域団体、各国、学者、国内人権機関、市民社会団体を含めたすべての関連ステイクホルダーと協働するよう高等弁務官事務所に要請する。

7. 植民地主義が人権の享受に与えた遺産の負のインパクト(A/HRC/48/L.8)

提案提案国: ペラルーシ、中国、キューバ、朝鮮民主人民共和国、エジプト、エスワティニ、パキスタン、ロシア連邦、スリランカ、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

賛成 27 票、反対 0 票、棄権 20 票で決議を採択

票決結果: アルゼンチン、アルメニア、バハマ、バングラデシュ、ボリヴィア、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、中国、コートイヴォワール、キューバ、エリトリア、フィジー、ガボン、インド、インドネシア、マラウイ、メキシコ、ナミビア、ネパール、パキスタン、フィリピン、ロシア連邦、ソマリア、スーダン、ウルグアイ、ヴェネズエラ

棄権 20 票: オーストリア、バーレーン、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、**日本**、リビア、マーシャル諸島、モーリタニア、オランダ、ポーランド、韓国、セネガル、トーゴ、ウクライナ、英国ウズベキスタン

8. 民主的で公正な国際秩序の推進(A/HRC/48/L.13)

提案国: ペラルーシ、中国、キューバ、朝鮮民主人民共和国、エジプト、ナミビア、ニカラグア、フィリピン、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

賛成 30 票、反対 14 票、棄権 3 票で決議を採択

票決結果: 賛成 30 票: アルゼンチン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ボリヴィア、ブルキナファソ、カメルーン、中国、コートイヴォワール、キューバ、エリトリア、フィジー、ガボン、インド、インドネシア、リビア、マラウイ、モーリタニア、ナミビア、ネパール、パキスタン、フィリピン、ロシア連邦、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

反対 14 票: オーストリア、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、**日本**、マーシャル諸島、オランダ、ポーランド、韓国、ウクライナ、英国

棄権 3 票: アルメニア、ブラジル、メキシコ

9. 死刑の問題(A/HRC/48/L.17/Rev.1)

提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ブルガリア、チリ、コスタリカ、クロアチア・キプロス、チェキア。デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラドヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、ウルグアイ

賛成 29 票、反対 12 票、棄権 5 票で決議を採択

票決結果: 賛成 29 票: アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ボリヴィア、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、コートイヴォワール。チェコ共和国、デンマーク、フィジー、フランス、ガボン、ドイツ、イタリア、マーシャル諸島、ナミビア、ネパール、オランダ、ポーランド、韓国、ロシア連邦、トーゴ、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

反対 12 票: バハマ、バーレーン、バングラデシュ、カメルーン、中国、インド、日本、リビア、モーリタニア、パキスタン、ソマリア、スーダン

棄権 5 票: エリトリア、インドネシア、マラウイ、フィリピン、セネガル

10月8日(金)昼 第43回会議

決議の採択(継続)

10. 開発への権利(A/HRC/48L.18)

提案国: アゼルバイジャン、パレスチナ国

賛成 29 票、反対 13 票、棄権 5 票で決議を採択

票決結果: 賛成 29 票: アルゼンチン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ボリヴィア、ブルキナファソ、カメルーン、中国、コートイヴォワール、フィジー、ガボン、インド、インドネシア、リビア、マラウイ、モーリタニア、ナミビア、ネパール、パキスタン、フィリピン、ロシア連邦、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

反対 13 票: オーストリア、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ポーランド、韓国、ウクライナ、英国

棄権 5 票: アルメニア、ブラジル、マーシャル諸島、メキシコ、ウルグアイ

11. COVID-19 の流行が若者に与えた人権の意味合い(A/HRC/48/L.26/Rev.1)

提案国: アルバニア、コートイヴォワール、キプロス、エジプト、エルサルヴァドル、ギリシャ、イタリア、ラオ人民民主主義共和国、ルクセンブルグ、モナコ、モロッコ、フィリピン、ポルトガル、モルドヴァ共和国、テュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、イエーメン

コンセンサスで決議を採択

12. 安全で、清潔で、健全で、持続可能な環境への人権(A/HRC/48/L.23/Rev.1)

提案国: アルバニア、アルメニア、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カーボヴェルデ、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、ドミニカ共和国、エクアドル、フィジー、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、イタリア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マーシャル諸島、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、北マケドニア、パナマ、ポルトガル、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、テュニジア、ウルグアイ、ヴァヌアトゥ

賛成 43 票、反対 0 票、棄権 5 票で決議を採択

票決結果: 賛成 43 票: アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、バングラデシュ、ボリヴィア、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カメーン、コートイヴォワール、キューバ、チェコ共和国、デンマーク、エリトリア、フィジー、フランス、ガボン、ドイツ、インドネシア、イタリア、リビア、マラウイ、マーシャル諸島、モーリタニア、メキシコ、ナミビア、ネパール、オランダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、韓国、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

棄権 5 票: 中国、インド、日本、ロシア連邦

10月8日(金)午後 第44回会議

決議の採択(継続)

13. 気候変動の状況での人権の推進と保護に関する特別報告者のマンデート(A/HRC/48/L.27)

提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、北マケドニア、パナマ、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スーダン、スウェーデン、ウルグアイ

賛成 42 票、反対 1 票、棄権 4 票で決議を採択

票決結果: 賛成 42 票: アルゼンチン、オーストリア、アルメニア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ボリヴィア、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、コートジボワール、キューバ、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、フランス、ガボン、ドイツ、インドネシア、イタリア、リビア、マラウイ、マーシャル諸島、モーリタニア、メキシコ、ナミビア、ネパール、オランダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、韓国、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

反対 1 票: ロシア連邦

棄権 4 票: 中国、エリトリア、インド、日本

14. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/HRC/48/L.10)

提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エクアドル、フィン 17 票で決議を採択

票決結果: 賛成 23 票: アルゼンチン、オーストリア、バハマ、ブルガリア、コートジボワール、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、フランス、ガボン、ドイツ、イタリア、**日本**、マラウイ、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ポーランド、韓国、トーゴ、ウクライナ、英国、ウルグアイ

反対 7 票: アルメニア、ボリヴィア、中国、キューバ、エリトリア、ロシア連邦、ヴェネズエラ

棄権 17 票: バーレーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、カメルーン、インド、インドネシア、リビア、モーリタニア、ナミビア、ネパール、パキスタン、フィリピン、セネガル、ソマリア、スーダン、ウズベキスタン

15. ブルンディの人権状況(A/HRC/48/L.19/Rev.1)

提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、米国

賛成 21 票、反対 15 票、棄権 11 票で決議を採択

票決結果: 賛成 21 票: アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、ブラジル、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、フランス、ドイツ、イタリア、**日本**、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ポーランド、韓国、ウクライナ、英国、ウルグアイ

反対 15 票: ボリヴィア、カメルーン、中国、キューバ、エリトリア、ガボン、リビア、マラウイ、モーリタニア、パキスタン、フィリピン、ロシア連邦、ソマリア、トーゴ、ヴェネズエラ

棄権 11 票: バーレーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、コートイヴォワール。インド、インドネシア、ナミビア、ネパール、セネガル、スーダン、ウズベキスタン

16. 人権分野での国連、その代表、メカニズムとの協力(A/HRC/48/L.21/Rev.1)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、チリ、コロンビア、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、**日本**、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン。スイス。ウクライナ、英国、ウルグアイ、ヴァヌアトゥ

コンセンサスで決議を採択

10月11日(月)午前 第45回会議

決議の採択(継続)

17. 言葉から現実へ: 人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容に反対する具体的行動の世界的呼びかけ A/HRC/48/L.3/Rev.1)

提案国: カメルーン、チリ、トルコ、イエーメン

賛成 32 票、反対 10 票、棄権 5 票で決議を採択

票決結果: 賛成 32 票: アルゼンチン、アルメニア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ボリヴィア、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、中国、コートイヴォワール、キューバ、エリトリア、フィジー、ガボン、インド、インドネシア、リビア、マラウイ、モーリタニア、メキシコ、ナミビア、ネパール、パキスタン、フィリピン、ロシア連邦、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウズベキスタン、ヴェネズエラ

反対 10 票: オーストリア、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ポーランド、ウクライナ、英国

棄権 5 票: ブルガリア、**日本**、マーシャル諸島、韓国、ウルグアイ

18. 中央アフリカ共和国の人権分野での技術援助と能力開発(A/HRC/48/L.1)

提案国: カメルーン、トルコ

コンセンサスで決議を採択

19. コンゴ民主共和国の人権分野での技術援助と能力開発(A/HRC/48/L.2)

提案国: ベルギー、カメルーン、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、ルクセンブルグ、オランダ、スロヴェニア、トルコ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

20. 人権分野でのソマリアへの支援(A/HRC/48/L.15/Rev.1)

提案国: 不明

コンセンサスで決議を採択

21. 人権分野でのイエメンの技術援助と能力開発(A/HRC/48/L.6)

提案国: エジプト(アラブ諸国グループを代表)

コンセンサスで決議を採択

22. カンボディアのための諮問サービスと技術援助(A/HRC/48/L.16)

提案国: 日本

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

23. 人権分野での技術協力と能力開発(A/HRC/48/L.20/Rev.1)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、ブラジル、チリ、ドミニカ共和国、エクアドル、フィジー、ホンジュラス、インドネシア、モロッコ、ネパール、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ポルトガル、カタール、シンガポール、ソマリア、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、米国、ウルグアイ、イエメン

コンセンサスで決議を採択

マンデート保持者の任命

1. アフリカ系の人々に関する専門家作業部会のラテンアメリカとカリブ海諸国からの委員:

Barbara G. Reynolds(ガイアナ)

2. 文化的権利の分野での特別報告者: Alexandra Xanthaki(ギリシャ)

3. 人権と多国籍業及びその他の企業の問題に関する作業部会のラテンアメリカとカリブ海諸国からの委員: Fernanda Hopenhaym(メキシコ)

4. 諮問委員会のアフリカ諸国グループからの委員: Frans Jacobus Viljoen(南アフリカ)

5. 諮問委員会のラテンアメリカとカリブ海諸国からの委員: Jose Augusto Lindgren Alves(ブラジル)

6. 諮問委員会の西欧及びその他の諸国からの委員: Vassilis Tzevelekos(ギリシャ)

7. 諮問委員会のアジア太平洋諸国からの委員: Nurah Maziad S. Alamro(サウジアラビア)

閉会ステートメント

Nazhat Shameem Khan 人権理事会議長

第49回人権理事会は2022年2月28日より開催予定

以上